

2013 年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用
法科大学院点検・評価報告書

平成 25 年 3 月

甲南大学大学院法学研究科(法務専攻)

目 次

<序章>	1
<本章>	
1 理念・目的及び教育目標	2
2 教育の内容・方法・成果等	
2 - (1) 教育課程等	4
2 - (2) 教育方法等	9
2 - (3) 成果等	17
3 教員組織	20
4 学生の受け入れ	24
5 学生生活への支援	30
6 施設・設備、図書館	33
7 事務組織	36
8 管理運営	38
9 点検・評価等	40
10 情報公開・説明責任	48
<終章>	50
(参考資料) 法科大学院の下に置かれる各種委員会の構成図	51

〈序章〉

学校法人甲南学園は、明治・大正・昭和にかけ、経済人として傑出した活躍をみせ、文部大臣も務めた平生鈆三郎によって1919(大正8)年に甲南中学校として創立された。1923(大正12)年にはいわゆる旧制7年制甲南高等学校となり、この7年制甲南高等学校を母体に、1951(昭和26)年、新制の甲南大学が開設された。この間、「人格の修養と健康の増進を重んじ、個性を尊重して各人の天賦の特性を啓発する人物教育の率先」、「世界に通用する紳士・淑女たれ」との平生の建学の理念は大学にも引き継がれ、戦前戦後を通じて経済界を中心にさまざまな分野で活躍する多くの優れた人材を輩出してきた。甲南大学法科大学院(以下、本法科大学院という)も、本学創立者・平生の教育理念を現代社会において実現するという理念のもと2004(平成16)年4月に開設した。

今回、本法科大学院は、大学基準協会を認証評価機関として、学校教育法第109条第3項に基づき認証評価を受けることとし、自己点検・評価報告書を作成した。前回、2008(平成20)年度の認証評価において、本法科大学院は不適合評価を受けるという不本意な結果に終わった。しかし、それを契機に、組織の在り方を見直し、指摘された問題の解消に努めてきた。問題点が完全に解消されたか否かを再確認するとともに、新たな課題に対しても点検・評価を行うことを目的に、2011(平成23)年度に自己点検・評価作業を行うなど、本法科大学院はこれまで継続的な組織改善に取り組んできた。具体的には、委員会等の管理運営に関する規程を整備することにより、各種委員会の職責を明らかにして、迅速かつ確に問題の処理に当たる体制を整備し運用に着手した(各種委員会の構成及び名称等の変遷については、本報告書末尾の参考資料「法科大学院の下に置かれる各種委員会の構成図」参照)。「人事政策・カリキュラム検討委員会」の提案に基づいて、成績評価の厳格化の制度上の手当てが行われたほか、修了要件にGPAを導入するなどして修了判定も厳格化した。「FD委員会」の提案に基づいて、「共通的な到達目標モデル」を参考として「甲南大学法科大学院の教育スタンダード」が作成され、本法科大学院の教育目標の基準を明らかにした。さらに、教育内容や教育方法等が司法試験受験対策に過度に偏する等、法科大学院の趣旨を逸脱しないための提案もなされ、教授会において必要な措置を講じた。また、「入学試験実施委員会」の提案に基づいて、入学試験における出願書類の評価の基準を設け、配点基準等も公表するなど、入学試験の評価方法等をより透明化・客観化することとした。

本報告書は、「自己点検・評価委員会」が原案を作成し、関係する委員会から意見を聴取するとともに、すべての教授会構成員に配布して確認を求め、新たな意見を反映させたうえで、さらに、確認・修正する作業を繰り返し、内容を確定し最終的に教授会において承認されたものである。

第2回目の認証評価にあたり、これまでの本法科大学院の組織改善のための努力について評価を受けるとともに、その結果を謙虚に受けとめ、今後のさらなる改善のための礎にしたい。

〈本章〉

1 理念・目的及び教育目標

〔現状の説明〕

理念・目的及び教育目標については、「甲南大学法科大学院規則」第1条の2から明らかなように、日本の社会経済をリードするため、広い意味での「ビジネス」に関わる法律実務を担う法曹(以下、「広義のビジネスに関わる法曹」という)の養成を主な目的として設定している。この目的を達成するために、カリキュラムにおいてビジネスに関連する科目を多く配置している。(根拠・参照資料:「甲南大学法科大学院規則」第1条の2) **(評価の視点 1-1)**

以上の理念・目的及び教育目標は、「法科大学院の教育と司法試験等の連携に関する法律」(以下「連携法」という)第1条が掲げる「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資する」という法科大学院制度の目的及び同第2条が掲げる「高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた」法曹を養成するという基本理念に合致したものである。**(評価の視点 1-2)**

なお、前回の認証評価時に提出した「甲南大学法科大学院点検・評価報告書」においては、本法科大学院はビジネス・ローヤーとソーシャル・ケア・ローヤーの養成という2つの法曹養成モデルを提示していたが、ソーシャル・ケア・ローヤーについてはその内容がやや漠然としており、具体的にカリキュラム等に反映させることが難しいため教育目標のモデルとするのは適当ではないと判断し削除するとともに、教育目標をビジネス・ローヤーの養成に限定することは、本法科大学院において養成すべき法曹像を不当に狭めてしまうおそれがあることから、広義のビジネスに関わる法曹の養成を目的とすることに改めた。この教育目的は、経済界を中心に多くの優れた人材を輩出してきた甲南大学の伝統にも沿うものといえる。

理念・目的及び教育目標の学内周知に関しては、教職員に対する周知は定期的なFD活動や教授会における議論等を通じて、徹底しているといつてよい。学生には、入学前の説明会や新入学生に対するオリエンテーション等において、説明を行っている。2012(平成24)年6月に行ったアンケート結果によると、78.8%の学生が上記教育目的を知っていたと回答しており、一定の理解を得ている。(根拠・参照資料:2012(平成24)年6月実施『甲南大学法科大学院の教育理念・目的に関するアンケート集計結果』)

(評価の視点 1-3)

理念・目的及び教育目標は、全学及び本法科大学院のホームページや大学案内を通じて、社会一般に広く明らかにされている。(根拠・参照資料:甲南大学法科大学院ホームページ <http://lawschool-konan.jp/>、甲南大学ホームページ・大学院における教育基本方針・法科大学院 http://www.konan-u.ac.jp/info/houshin_in_050.html、「甲南大学法科大学院パンフレット KONAN LAW SCHOOL 2013」) **(評価の視点 1-4)**

教育目標の検証については、「自己点検・評価委員会」が教授会の決定に基づき、本法科大学院を修了して法曹となった者に対して、アンケート調査を実施し、上記教育目標等について意見を求めた。7通の回答を得たが、それによると、おおむね在学中に受講した授業あるいはカリキュラム全般については好意的な評価がなされていたが、実務の中でしか学べないことの方が多く、法科大学院で独自の目標を設定してカリキュラムを組むよりも、基礎的な知識や理論が確実に身につくような教育を施すことの方が重要であるとの意見もあった。ただ、一般民事を中心に扱う事務所においても、本法科大学院の展開・先端科目で提供しているビジネス系科目が有意義であるとの見解もあり、本法科大学院を修了して

法曹となった者に対するアンケートを見る限り、現段階では教育目標が十分に達せられているかを評価することは、難しいようにも思われる。(根拠・参照資料：2012(平成 24)年 4 月実施『甲南大学法科大学院の教育の効果に関する意見調査結果』)

〔点検・評価（長所と問題点）〕

理念・目的及び教育目標については、ビジネスに関連した法曹養成という教育目的の設定は、多くが一般民事を扱う法律事務所に所属しているという、本法科大学院の修了生の実際の進路を見るなら、一般民事で問題となりうる、ビジネスに関連しない法分野の教育も充実・強化していく必要があるそうではあるが、それらをカリキュラム等に具体的にどのように反映させるかは、難しい問題が残っている。

教育目標の検証については、法曹資格を得た修了生に限定して意見聴取するだけでは、検証方法としては必ずしも十分とはいえない。教育目標の検証は、これまで教授会の決定に基づき、随時行ってきたものであるが、継続的に検証を行うためには、特定の委員会に委ねる必要があると考えられる。

〔将来への取組み・まとめ〕

理念・目的及び教育目標については、当面は、甲南学園の伝統に沿って広義のビジネスに関わる法曹の養成を軸とした教育を展開していきたいが、将来的には本法科大学院の目標の設定を、変更すべきか否か、変更するとしてどのようなものとすべきか等については、国の制度としての法曹養成のあり方や、将来的にありうべき法曹需要の所在も睨みながら、さらに検討を続ける必要があるという点で教授会の合意がある。

教育目標の検証については、「人事政策・カリキュラム検討委員会」の組織分割後における「教務委員会」の職掌事項としたうえで、3 年間隔で修了生の進路や在校生・修了生の意見聴取等を実施することにより、継続的に実施することが教授会において決定された。また、2012(平成 24)年 4 月に実施したアンケート調査（「法科大学院の教育の効果に関する調査」）は法曹資格を得た修了生のみを対象としたが、すべての修了生の声も聴取して、検証作業を継続していくことも確認した。(根拠・参照資料：2012 年度第 19 回法科大学院教授会議事録)

2 教育の内容・方法・成果等

2-1(1) 教育課程等

〔現状の説明 2-1(1) 教育課程等〕

教育課程の編成については、以下のとおり、平成15年文部科学省告示53号第5条が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべての科目群にわたって授業科目を開設しており、その授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなるよう適切に配置している。

(1) 法律基本科目として、以下の科目を開設している。

① 公法系科目として、9科目(16単位)

「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」「行政争訟法」「行政法総論・国家補償法」「行政法演習」「憲法演習」「公法総合」「公法特論」「公共法務」

② 民事系科目として、16科目(38単位)

「民法(総則・物権)」「民法(契約法)」「民法(不法行為・担保物権Ⅰ)」「民法(債権総論)」「民法(担保物権Ⅱ・家族法)」「民法演習Ⅰ」「民法演習Ⅱ」「民事訴訟法Ⅰ」「民事訴訟法Ⅱ」「民事訴訟法演習」「商法」「商法演習Ⅰ」「商法演習Ⅱ」「民事法総合」「民事法入門Ⅰ」「民事法入門Ⅱ」

③ 刑事系科目として、8科目(16単位)

「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」「刑法演習」「刑事訴訟法Ⅰ」「刑事訴訟法Ⅱ」「刑事訴訟法演習」「刑事法総合」「刑法Ⅲ」

(2) 法律実務基礎科目として、9科目(16単位)を開設している。

「民事実務の基礎」「民事裁判実務」「刑事実務の基礎」「法曹倫理」「法情報調査」「法文書作成」「刑事模擬裁判」「企業法務論」「弁護士実務」

(3) 基礎法学・隣接科目として、6科目(12単位)を開設している。

「法と社会」「法と医学」「刑事政策」「財務諸表論」「ミクロ経済・ゲーム論」「ビジネスロー英語」

(4) 展開・先端科目として、30科目(68単位)を開設している。

「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」「知的財産法Ⅲ」「知的財産法演習」「経済法Ⅰ」「経済法Ⅱ」「経済法Ⅲ」「経済法演習」「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」「労働法演習」「倒産法Ⅰ」「倒産法Ⅱ」「倒産法Ⅲ」「倒産法演習」「国際私法Ⅰ」「国際私法Ⅱ」「国際私法Ⅲ」「国際私法演習」「環境法」「国際人権法」「商取引法」「消費者法」「情報化社会と法」「税法」「コーポレート・ガバナンス」「企業金融法」「金融商品取引法」「経済刑法」「民事執行・保全法」

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」別表第1、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012年度版」22頁)

本法科大学院が考える「法曹として備えるべき基本的素養の水準」とは、各法律の基本事項を確実に理解するとともに、「1 理念・目的及び教育目標」において述べたように、ビジネスの分野で活躍できる基礎的素養を有することであり、上記教育課程の編成は、これに適ったものとなっている。各授業科目の内容については、上記「法曹として備えるべき基本的素養の水準」に適ったものとすべく、「FD委員会」の主導の下で、2010(平成22)年9月に「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究班」が公表した「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」を参考として、2012(平成24)年度授業科目の学習内容・学習到達目標と『共通的な到達目標モデル』との対応表を『甲南大学法科大学院の「教育スタンダード」』(以下、「教育スタンダード」とする)として作成した。(根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院』)

院の「教育スタンダード」について-2012 年度授業科目の学習内容・学習到達目標と「共通的な到達目標モデル」との対応表-』(評価の視点 2-1)

法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設については、**1 理念・目的及び教育目標**に述べた広義のビジネスに関わる法曹の養成という本法科大学院の設置目的に沿いつつ、企業法務に関する専門知識や国際的な視野を持つ法曹にとって必要な多種多様な専門知識の修得を目的に、基礎法学・隣接科目において、「財務諸表論」「ミクロ経済・ゲーム論」「ビジネスロー英語」を、展開・先端科目において、「環境法」「国際人権法」「商取引法」「消費者法」「情報化社会と法」「税法」「コーポレート・ガバナンス」「企業金融法」「金融商品取引法」「経済刑法」「民事執行・保全法」を設置している。さらに、展開・先端科目には、「知的財産法」「経済法」「労働法」「倒産法」「国際私法」の5つの科目群を設けて、企業法務の重要な分野において、高度で専門的な知識をより深く修得できるように、配慮している。これら科目群は、それぞれ8～10単位で構成され、学生は5科目群の中から最低1つの科目群の全単位を修得することが義務付けられる。(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」別表第1、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012 年度版」22-26 頁)(評価の視点 2-2)

学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮については、本法科大学院は、課程修了に必要な単位数を94単位とし、そのうち、法律基本科目の必修科目は28科目60単位であり、全体の63.8%を占める。法律実務基礎科目は6科目10単位分(10.6%)、基礎法学・隣接科目2科目4単位分(4.2%)、展開・先端科目14単位分(14.9%)をそれぞれ必修としている。このように、法律基本科目の学習を柱としつつ、学生の履修が偏らないよう、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべての分野にわたり満遍なく学習できるように配慮されている。(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」第23条・別表第1、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012 年度版」16 頁)(評価の視点 2-3)

カリキュラム編成においては、系統的かつ段階的に履修ができるよう、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目に分類されている。カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置については、法律基本科目の配置の基本的な考え方として、1年次に当該法分野の学習に不可欠な基本的知識を体系的に修得するための講義科目を配置し、2年次に事例を用いるなどしてより高度な専門知識を修得するための演習科目を配置し、3年次に理論と実務を架橋する総合的な法的分析力を修得するための総合科目を配置するという形での積み上げ方式をとっている。法学未修者(3年標準型)を例にとり、具体的に見ていくと、次のようになる。1年次には、法律基本科目13科目28単位の講義科目を必修科目とし、とりわけ、前期に法律学の基本となる憲法・民法・刑法の3科目について十分に履修したうえで、他の科目を履修できるように配慮している。さらに、法律実務基礎科目の必修科目として「法情報調査」1単位を履修し、法律文献・資料の収集・調査の仕方を学ぶ。その他に、履修上限(40単位)の残り11単位を、基礎法学・隣接科目を中心とした、法律基本科目以外の科目を選択科目として履修することとなる。2年次には、演習科目を中心とした法律基本科目9科目20単位を必修科目として履修するとともに、法律実務基礎科目3科目6単位の計26単位を必修科目として履修することが求められる。2年次履修上限(36単位)の残り10単位を、展開・先端科目などで履修することが求められる。3年次には、法律基本科目6科目12単位、法律実務基礎科目2科目3単位の合計15単位が必修科目として置かれている。3年次の履修上限(44単位)の残り29単位を、法律基本科目及び法律実務基礎科目の選択科目並びに基礎法学・隣接科目、展開・先端科目で履修することになる。(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012 年度版」25-26 頁)(評価の視点 2-4)

本法科大学院の各授業科目の内容は、司法試験受験対策に過度に偏重することなく、法科大学院制度

の理念に沿ったものとなるよう配慮して設定されている。各授業科目の中には、司法試験の短答式試験問題や論文式試験問題を扱うものがあるが、その場合も、短答式試験問題については、授業内容との関連において知識確認等のために、あるいは授業の復習用教材として補助的に利用されているにすぎず、論文式試験問題については、授業内容との関連で問題を素材として当該科目の理解を深めるために利用しているにすぎない。そのため、時間を区切って問題を解く練習をしたり、各論点を表面的に扱って、答案作成上どのように記述すれば高得点を期待できるかを伝授するなどの、技術的な受験指導は行っていない。授業等における司法試験問題の扱い方については、個々の担当教員の裁量的判断にゆだねられているのではなく、教授会合意事項として、正課・正課外を問わず、教育内容が過度に司法試験受験対策に偏ったものにならないようにすることを申し合わせており、「FD委員会」が内容をチェックしている。(根拠・参照資料：「法科大学院における授業内容、授業方法及び正課外の学習支援に関する法科大学院教授会申し合わせ」2012(平成24)年3月26日法科大学院教授会承認) (評価の視点2-5)

単位及び授業期間の設定については、本法科大学院の科目は、「大学設置基準」第21条、第22条、第23条の規定に則り、定期試験等を除き半期15回(1回90分)から成る授業を2単位として、これを基本としている。科目によっては、その必要性を考慮して、週2回の4単位科目や1単位科目を設けている。(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2012年度版」3頁、247・248頁) (評価の視点2-6)

1年間に授業を行う期間は定期試験等を含めて、概ね35週にわたるものとして設定されている。配当年次、期別についても、偏りのないよう配慮されており、時間割も履修可能な科目が重複しないよう工夫している。休講があった場合には、必ず補講を実施するようにしており、厳格に遵守されている。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2012年度版」3頁、247・248頁) (評価の視点2-7)

各授業科目の授業は、4月1日から9月16日までを前期、9月17日から3月31日までを後期と位置付け、各学期15週を授業期間としている。(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2012年度版」3頁) (評価の視点2-8)

なお、選択科目である「企業法務論」「弁護士実務」については、集中講義としている。一定期間学外で研修を行うため、あるいは通常授業への負担を回避する等、集中講義とする特段の必要性が高いためである。いずれも、半期15週と同等の学習量が確保されている。「企業法務論」については、科目の性質上、資料配布は当日としているものの、1日あたりの授業コマ数はほぼすべて1~2コマに設定しており講義後に復習する時間は十分に与えられているほか、成績評価は最終授業の約2週間後にレポートを提出させる形をとっており、集中開講するにあたっての配慮をしている。(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2012年度版」158-161頁、「2012年企業法務論スケジュール」)

「弁護士実務」については、**実習科目**で具体的な内容を述べているが、実施を依頼する兵庫県弁護士会及び大阪弁護士会と取り交わした協定書に従い、また、本法科大学院では「法曹倫理」を2年次前期に配置していることを考慮して、毎年度の2月に2週間にわたり実質10日の間、各指導弁護士の指示に従い通常の出勤時間帯(午前9時から午後5時)、法律事務所に出向いて研修を受けている。(根拠・参照資料：「エクスターンシップに関する基本合意書」大阪弁護士会、「法科大学院教育におけるエクスターンシップ実施に関する協定書」兵庫県弁護士会)

法理論教育と法実務教育の架橋については、「民事実務の基礎」及び「民事裁判実務」を実務家教員が担当し、「刑事実務の基礎」を実務家教員と研究者教員とが指導する体制をとっている。いずれも講義の内容上理論で裏付けられた実務の基礎を学習することができるよう配慮している。法律基本科目の

うち演習科目についても、「民事訴訟法演習」「商法演習Ⅱ」「刑事訴訟法演習」では研究者教員と実務家教員がペアで担当し、民法演習においては、原則として「民法演習Ⅰ」を研究者教員が担当し「民法演習Ⅱ」を実務家教員が担当するなど、学生が理論にも実務にも偏ることなく、実務の基礎を理論で裏付けられる学習をすることができる体制を整えている。また、「民事法総合」（実務家教員担当）「刑事法総合」（実務家教員と研究者教員）においても、それぞれの分野の重要項目について、実務的見地と理論的見地から横断的な総合学習をすることとなっている。さらに、展開・先端科目系の科目群のうち、「知的財産法」「労働法」「倒産法」については、実務家教員が研究者教員とペアであるいは単独で担当している。（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」別表第1、『法科大学院基礎データ』表7）

法律実務基礎科目については、必修科目として、「民事実務の基礎」「民事裁判実務」「刑事実務の基礎」「法曹倫理」が開設されており、選択科目として、「刑事模擬裁判」「企業法務論」「弁護士実務」が開設されている。（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」別表第1）

法情報調査及び法文書作成については、従来は各科目の授業において個別に対応してきたが、教育方法としてそれでは不十分であるとの認識から、かつ、2008(平成20)年度「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」においてこれらを独立の科目とすることを検討すること等が提言されていたことを踏まえて、2012(平成24)年度より、「法情報調査」及び「法文書作成」（各1単位）を必修科目として新設した。（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」別表第1、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2012年度版」24頁）

実習科目については、選択科目として、「刑事模擬裁判」「弁護士実務」が開設されている。必修科目の「民事裁判実務」の中では民事模擬裁判が扱われている。2008(平成20)年度「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」では、模擬裁判への対応が不十分である旨の指摘を受けていたが、このようにすでに問題は解消されている。（**評価の視点2-12**）

本法科大学院では、臨床実務教育科目として、「弁護士実務」を設置し、2年次の2月に集中実施している。その内容は以下の通りである。

- 1：導入講座 90分×3コマ（弁護士教員、研究者教員担当）
- 2：2週間の実務研修（兵庫県弁護士会又は大阪弁護士会の所属弁護士が指導）
- 3：総括講座 90分×3コマ（弁護士教員、研究者教員担当）
- 4：エクスターン体験報告会

成績評価のため、エクスターン参加学生は、日誌を毎日つけて、その日の活動記録と学んだことをとりまとめ、指導担当弁護士が基本的に毎日これを確認することとしている。実務研修終了後、指導担当の弁護士は、総括的な評価とあわせて成績を報告する「評価事項」表を大学に提出する。科目運営を統括する専任教員が日誌と「評価事項」表を踏まえて単位認定を行うものとしている。最後に、2008(平成20)年度「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」において導入することを提言されていた体験報告会を開催し、各参加学生の体験を共有する場を設けている。このように「弁護士実務」は、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われている。（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2012年度版」160頁）（**評価の視点2-13**）

実習科目における守秘義務については、「弁護士実務」では、担当教員が実務研修の開始前及び終了後にそれぞれ座学を行い、弁護士事務所における守秘義務の意義と心得などを教示する等、学生への周知を徹底している。参加する学生には、誓約書を提出させるとともに、受け入れ先との間で協定書を締結することにより、研修中及び事後においても守秘義務を遵守するように配慮しているほか、本法科大学院は万一の場合に備えて、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入している。2008(平成20)年度「甲

南大学法科大学院に対する認証評価結果」において勧告を受けた守秘義務に関する規程整備については、法科大学院規則において、守秘義務に違反した学生に対する懲戒に関する規定を置いている（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」第 37 条の 3 第 2 項第 3 号、法科大学院生教育研究賠償責任保険）。

特色ある取組みについては、カリキュラム編成上の特色として、展開・先端科目の選択必修科目の 5 科目群の存在があるが、これが広義のビジネスに関わる法曹養成を目的としたものであることはすでに、**教育課程の編成**で述べたとおりである。「企業法務論」は企業法務の先端で業務を行っている企業人や弁護士などの講師を招聘して、ビジネスに関する法律実務の最前線を学ぶ機会を提供している。（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012 年度版」158 頁）

〔点検・評価（長所と問題点） 2－（1） 教育課程等〕

教育課程の編成については、展開・先端科目の 5 つの科目群に対して 2008（平成 20）年度「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」において科目選択の幅を狭くする可能性があり、再検討することを提案されていたが、その後変更はされていない。2008（平成 20）年度の段階では、展開・先端科目のうち 20 単位以上の修得が求められる中で、8～10 単位の科目群の修得が必須とされていたところ、2012（平成 24）年度では展開・先端科目の修得が 14 単位以上とされる中で、8～10 単位の科目群の修得が必須とされている。

〔将来への取組み・まとめ 2－（1） 教育課程等〕

教育課程の編成については、展開・先端科目の 5 つの科目群の扱いにつき、たとえば、各展開・先端科目群の履修については、段階的に履修することを求めつつも、1 科目群の全ての単位を修得することを修了要件から撤廃するように改めるなど、学生の科目選択の幅を広げる方向で、「人事政策・カリキュラム検討委員会」の組織分割後における「教務委員会」において検討を進めており、2014（平成 26 年度）入学生より適用できるように、2013（平成 25）年度中に結論を得ることとした。（根拠・参照資料：2012 年度第 19 回法科大学院教授会議事録）

2 - (2) 教育方法等

〔現状の説明 2 - (2) 教育方法等〕

課程修了の要件については、課程修了要件は、原則3年以上在学し94単位以上を修得することであり、法令上の基準に従っている。2009(平成21)年度入学生から、GPAが2.00以上であることも、修了要件に加わっている。(根拠・参照資料:「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2012年度版」16-18頁)

履修科目登録の上限については、本法科大学院の各年次における登録単位数の上限は以下の通りであり(「甲南大学法科大学院規則」別表第1)、法令上の基準に従っている。

(法学未修者:3年標準型)

1年次:40単位

2年次:36単位

3年次:44単位

(法学既修者:2年短縮型)

1年次:36単位

2年次:44単位

他の大学院において修得した単位等の認定については、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、30単位を限度として、法科大学院において修得したものとみなすことができる。(根拠・参照資料:「甲南大学法科大学院規則」第21条第1項) 本法科大学院は国内外の大学院等との間で単位互換制度等を設けていないため、これまでのところ実施した例はなく、将来的にも適用される可能性は極めて低い。しかし、「甲南大学法科大学院規則」第21条において「法科大学院の定めるところにより」とありながら、それを受けた規則が存在しないのは、規程整備の点から不備が認められると判断し、新たに学生に対して事前許可を求めることを内容とする規則を設けた(根拠・参照資料:「他の大学院の授業科目の履修等に関する取扱い」2013(平成25)年2月8日法科大学院教授会承認)。

入学前に大学院で修得した単位等の認定については、学生が本法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位は、30単位を限度として、本法科大学院において修得したものとみなすことができる。(根拠・参照資料:「甲南大学法科大学院規則」第22条) 2010(平成22)年度に1件申請があり、1科目2単位分を本法科大学院で修得した者とみなし、教授会において承認している(「財務会計応用研究」を、本法科大学院の「財務諸表論」に読み替えることとした)。

在学期間の短縮については、前述の**入学前に修得した単位等の認定**により、1年を超えない範囲で法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。(根拠・参照資料:「甲南大学法科大学院規則」第24条)(ただし、これまでのところ実施した例はない。本法科大学院の転入学において在学期間の短縮を認めたこともない)。

法学既修者の課程修了の要件については、「法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者」を「法学既修者」と称し、入学試験において科目履修免除にふさわしい知識・能力を備えているかどうか審査の基準となる「法学既修者コース入学試験」の合格者がこれに該当する。この法学既修者について、1年間の在学期間の短縮を行い、2年間で修了できるようにしている。その場合、入学試験科目ではない行政争訟法を除き、原則として1年次に配当されているすべての法律基本科目の必修科目の単位(28単位)が一括して認定される。ただし、商法、刑事訴訟法のうち、入学試験の最低基準点に満たない得点の科目がある場合、履修免除認定から除外し6単位を上限として、履修を求める。1年次配当科目の28単位につき一括認定がなされた法学既修者の場合、修了に要する修得単位数は一括認定された上記28単位に加えて残り66単位以上が求められる。(根拠・参照資料:「甲南大学法

科大学院規則」第 38 条、「2013 年度甲南大学法科大学院（法学研究科法務専攻）一般入学試験要項 未修者特別選抜（適性試験利用）入学試験要項」

履修指導の体制については、次のように構成している。

入学前の学習指導については、入学予定者を対象に、いわゆる法学純粋未修者を念頭においた入学前プログラムを行い、法学を全く学んだことのない入学予定者であっても入学後の学習がスムーズに始められるよう配慮している。2012(平成 24)年度には、入学予定者を対象として、憲法・民法・刑法の各分野において専任教員による入門講座（各分野 90 分×2 回、合計 6 回）と、法科大学院長による入門講座（90 分×2 回）の計 8 回のプログラムを実施する予定である。各分野の入門講座における内容は、法律・判例の読み方や教科書・法令集・判例集等の使い方など、法律学を学ぶ上での基礎となる事柄を教授している（したがって、各分野の講義科目の内容の前倒しとなるものではなく、司法試験の問題を使った受験指導を行うものでもない）。なお 2008(平成 20)年度「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」の指摘を受けて、上記の入学前プログラム実施の目的に適った内容とすべく、全体の指導レベルの統一を図ること、及び、各実施回において配布する資料を法科大学院事務室に提出することで各担当教員の実施内容を共有することが、教授会において確認されている。（根拠・参照資料：2012(平成 24)年度第 11 回法科大学院教授会議事録）

新入生向けの履修指導体制については、入学時の学習ガイダンス期間中に、法学未修者及び法学既修者の履修指導のために説明会を開催して、カリキュラム等につき説明をした後、グループに分けて、グループごとに配置された教員との懇談の場を設け履修指導の機会を確保している。

在籍学生向けの履修指導体制については、成績評価及び修了認定の厳格化等により、留年する学生が増加しつつある状況を踏まえて、クラス担任による個別面談の機会を増やし、2012(平成 24)年度より 1 年に 4 回個別指導を行うこととしている。個別指導にあたっては、事前に学生に学習に関するアンケートを行い、それに基づいて面談が実施されている。（根拠・参照資料：2012 年度個人面談用事前アンケート回答用紙）

学習相談体制については、授業科目ごとの学習相談体制の整備について、全教員が授業時間などを考慮して原則昼休みにオフィスアワーを設け、各年度始めに学生に周知徹底した上で繰り返し利用を呼びかけている。また、オフィスアワーを利用できない場合には、学生は、法科大学院事務室を通して、オフィスアワー以外の学習相談の機会を利用することができる。（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012 年度版」59 頁）（評価の視点 2-23）

アカデミック・アドバイザー等による学習相談については、若手弁護士を中心としたアカデミック・アドバイザー（「甲南大学法科大学院特別講師規程」に基づき採用された者。2012(平成 24)年度は 10 名）が、正課外において、学生の学習上の相談に応じるとともに、学生に対する任意参加の学習支援を行っている。学習支援の主たる内容は、法律基本科目の正課授業の予復習等の支援（月 2 回程度、時間帯は、通常 18 時～21 時、参加者は 5 名～15 名程度）、具体的には学生の自学自習に伴う質問に対する回答や、法文書作成の指導、法律実務の解説等である。（評価の視点 2-24）

正課外の学生に対する学習支援の内容が過度の司法試験受験対策に偏するものとならないよう、学生に対する学習支援のコーディネートを行う専任教員や関連科目の専任教員が、学習支援の内容・方法の事前及び事後のチェック（アカデミック・アドバイザーとのミーティング・メールによるやりとり、学習支援活動の参観等）を行っている。（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院特別講師規程」、「2012 年度アカデミック・アドバイザー（A. A.）一覧表」）2012(平成 24)年 4 月には アカデミック・アドバイザーによる正課外の学習支援について、推奨される事例と過度に司法試験受験対策に偏した内容として

問題となる事例等を具体的に示したガイドラインを作成し、それに従った指導が行われていることを、「FD委員会」が継続的に確認することとしている。(根拠・参照資料:「法科大学院における授業内容、授業方法及び正課外の学習支援に関する法科大学院教授会申し合わせ」2012(平成24)年3月26日法科大学院教授会承認、「アカデミック・アドバイザー制度に関する法科大学院教授会申し合わせ」2012(平成24)年4月9日法科大学院教授会承認、2012年度第19回法科大学院教授会議事録)) (評価の視点2-25)

授業計画等の明示については、授業の内容・方法及び1年間の授業計画は、学生に対してシラバスを通じてあらかじめ明示している。シラバスは、各年度始めに配布する冊子『学習ガイダンス』に全文を掲載するとともに、本法科大学院のホームページ上でも閲覧可能としている。なお、**教育課程の編成**で述べたとおり、法曹として備えるべき基本的素養の水準との関係については、これを踏まえた授業の内容として、「共通的な到達目標モデル」を重視するのが本法科大学院の立場であり、各法律基本科目・法律実務基礎科目の必修科目において授業と「共通的な到達目標モデル」との対応表を作成し、学生にも配布している。本対応表は、「共通的な到達目標モデル」の各項目につき、本法科大学院で開講する各科目のいずれの段階で取り上げるかを示すものである。学習ガイダンスのシラバスと一体となって、現段階における本法科大学院の「教育スタンダード」を示すものとなる(なお、一部授業科目については項目を追加しており、また、どの程度取り上げるかを示している)。(根拠・参照資料:「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2012年度版」63頁以下、『甲南大学法科大学院の「教育スタンダード」について-2012年度授業科目の学習内容・学習到達目標と「共通的な到達目標モデル」との対応表-』) (評価の視点2-26)

シラバスに従った適切な授業の実施については、授業は、カリキュラム全体を考慮した上で作成される適切なシラバスに従って行われている。授業科目によっては、法改正その他の事情で事前に提示したシラバスを変更する必要がある場合、授業あるいは掲示を通してその都度学生に説明し了解を得るようにしている。現実にシラバスに従った授業が実施されたか否かについては、授業アンケートに項目を設け、「FD委員会」が事後的に検証している。(根拠・参照資料:2012(平成24)年度法科大学院授業アンケート・アンケート用紙と集計結果) (評価の視点2-27)

授業の方法については、2008(平成20)年度「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」を受けて、講義科目についても双方向・多方向を取り入れるような工夫をすること、及び演習系科目についてもその内容につきさらなる工夫・改善に取り組むことを教授会で確認した(「改善計画書」(2009(平成21)年4月6日教授会承認))。また、2009(平成21)年度以降、「授業の双方向・多方向のやりとりは適切か」との項目を授業評価アンケートに設けている。2010(平成22)年度前後期における授業評価アンケートの結果に示されている通り、実際の授業において、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが双方向、多方向に実施されていることが確認できる。(根拠・参照資料:2012(平成24)年度法科大学院授業アンケート・アンケート用紙と集計結果、「改善計画書」(2009(平成21)年4月6日教授会承認)) (評価の視点2-28)

各科目の授業方法については、法科大学院制度の理念を尊重し、過度に司法試験受験対策なものとならないよう配慮されている。具体的には、法律実務においては法律文書の作成能力が必須であるところ、その養成を目的として論述指導が行われている授業科目もあるが、これらは、授業内容との連続性・体系性を維持したものとなっている。また、短答式試験問題を教材の一部に利用することもあるが、基本知識を定着させる復習用の教材として利用するなど、補助的なものに留めている。司法試験論述問題を教材として利用する場合にも、事例の中から法的に重要な事実を発見し、適用可能な規範を用いて妥当な結論を導くトレーニングを行う素材として補助的に利用し、当該科目の授業内容の理解を深めること

を目的としている。答案練習等の司法試験受験対策は行っていない。(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012 年度版」各授業科目のシラバス) なお、今後も引き続き、授業方法が過度に司法試験受験対策なものとならないようにするため、「FD委員会」における検討を経て、「法科大学院における授業内容、授業方法及び正課外の学習支援に関する法科大学院教授会申し合わせ」が承認されている。教員はこの申し合わせに基づいて、授業の内容、方法等が法科大学院制度の理念に反しないよう、各自が留意するとともに、「FD委員会」がシラバス等において申し合わせに反する授業がないかチェックしている。(根拠・参照資料：「法科大学院における授業内容、授業方法及び正課外の学習支援に関する法科大学院教授会申し合わせ」2012(平成 24)年 3 月 26 日法科大学院教授会承認) (評価の視点 2-29)

授業を行う学生数については、すべての授業科目において、同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本としている。法律基本科目について、講義方式で行われる授業科目については、50 名(1 学年定員)を適正学生数として設定し、演習方式で行われる授業科目については、各クラス 20 名を適正学生数として設定している。(根拠・参照資料：『法科大学院基礎データ』表 4) (評価の視点 2-30) (評価の視点 2-31)

個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定については、法律実務基礎科目のうち「刑事実務の基礎」「民事実務の基礎」「民事裁判実務」「弁護士実務」及び展開・先端科目群の「演習科目」を個別的指導が必要な授業科目として位置づけ、法律実務基礎科目については、「刑事実務の基礎」「民事実務の基礎」「民事裁判実務」のいずれについても、20 名が適正学生数として設定されている。「弁護士実務」については適正学生数を設定していないが、エクスターン科目としての性質上指導担当弁護士が 1 対 1 で指導を行っている。展開・先端科目群中「演習科目」について、適正学生数を 20 名に設定しており、実際に少人数で授業が行われている(知的財産法 1 名、経済法 17 名、倒産法 3 名、労働法 10 名)。(根拠・参照資料：『法科大学院基礎データ』表 4) (評価の視点 2-32)

成績評価及び修了認定に関して、学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法の明示については、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス」に明示している(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012 年度版」53-55 頁以下、16-19 頁以下)。(評価の視点 2-33)

本法科大学院における成績評価は、「定期試験(又は臨時試験)、中間到達度評価、平常点の 3 つの要素を 6 : 3 : 1 の割合で総合して行う。定期試験は学期末に行われる記述式の試験である。中間到達度評価は、原則として授業の中間期の特定期間における、これまでの授業内容の到達度を確認するために行う試験による。平常点の内容については、小テスト、レポート、授業態度等により評価され、当該授業でいずれの方法が用いられるかは、シラバス上明示されるか、あるいは、初回の授業で担当教員より説明が行われる。理由の如何を問わず、授業を 5 分の 1 以上欠席した場合、定期試験の受験資格が認められず、かつ授業では毎回出席をとるが、これは受験資格確認のためであり、平常点として取り扱うものではない。成績は絶対評価により、次の 5 段階で評価される。「秀」; 当該科目の学習目標を十分に達成しており、全体として優れている、「優」; 当該科目の学習目標について標準的な達成度を示しており、優れた成果を示している部分がある、「良」; 当該科目の学習目標について標準的な達成度を示しているが、最低限の水準を満たすにとどまる部分がある、「可」; 当該科目の学習目標について、全体として最低限の水準を満たすにとどまる、「不可」; 当該科目の学習目標について、最低限の水準を満たしていない。以上は絶対評価ではあるが、安易な成績評価を避けるため、個別科目の成績分布割合について秀 10%、優 20%、良 40%、可及び不可 30%という「成績分布の目安」を設けている。(根拠・参照資料：2010(平成 22)年度第 13 回法科大学院教授会資料及び法科大学院教授会記録)

個別科目における成績評価基準等のばらつき、食い違い等を是正する趣旨から、期別ごとの成績評価の確定に先立ち教員懇談会を開催して、相互チェック体制を敷くことにより、厳格にこれに対応しており、成績区分の分布目安から著しく乖離しているものがあれば、その場で是正が求められている。

本法科大学院における課程修了の認定は、原則として3年間在学し、必修単位・選択必修単位を修得し、合計94単位以上を修得すること、及び修了時GPA2.00以上という2つの要件を満たすことが求められている（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2012年度版」16-17頁）。なお、この点に関わって、2009(平成21)年度以降の入学生について成績が「可」であった科目についての再履修制度が創設されているところ、この制度の学生への周知と積極的利用を、個別の学習指導において、当該学生の成績状況に照らして推奨している。再履修制度とは、成績が「可」であった科目について、次年度以降に再履修することを申請することができるものであるが、再履修が認められた場合、当該科目の成績「可」評価及び履修登録が遡って取り消され、当該科目の単位は、再履修申請をした時点で修得していない扱いになる。学生は「良」以上の評価を受けるべく、当該科目を再度履修することになる。

（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2012年度版」19頁）なお、2013(平成25)年度より、再履修者（初めて当該科目を履修する者以外の者）の学習効果をより高めることを目的として、試験的に、前期配当の演習科目等につき、後期にも再履修クラスを配置することとした。

以上の点で、2008(平成20)年度「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」における『相対評価の実際の運用結果として、成績評価基準の設定方針に反する答案が見られるほか、「可」と「不可」の基準が教員の裁量に委ねられている現実には、厳格な成績評価という点で問題があり、改善を要する。成績の開示方法を含め、FD等を通じて成績評価における教員間の共通認識の形成から着手すべきである

（同15頁）』との指摘事項に関して、改善が図られているということが出来る。さらに、『成績評価において、出席点を考慮要素とするのは妥当ではなく、文字通りの「授業参加態度」として運用する必要がある。また、相対評価の実際の運用結果として成績評価基準の設定方針に反するような評価が見られるほか、「可」と「不可」の基準が教員の裁量に委ねられている現実には、厳格な成績評価という点で重大な問題がある（同2頁）』との指摘事項に関しても、改善が図られているということが出来る。成績評価基準の明確な設定及びその遵守ならびに厳格な成績評価の結果、2009(平成21)年度修了においては、87.5%(未修33名中26名、既修31名中30名)と比較的高い数値であった標準修業年限修了率は、2011(平成23)年度修了においては75.0%(未修19名中14名、既修9名中7名)に低下している。（評価の視点2-34）

再試験及び追試験については、本法科大学院では再試験の制度を設けていない。（評価の視点2-35）追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施については、学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、あらかじめ明示してある客観的な基準に基づいて追試験を実施している。なお、教授会において、追試験の問題は定期試験の問題とは別の問題とすることを確認している。（根拠・参照資料：「法科大学院の学修に関する取扱い」）（評価の視点2-36）

進級制限については、1年次又は2年次の学生について、当該年次における修得単位数があらかじめ決められた単位数に満たない場合、進級制限を行い、それぞれ2年次又は3年次に進級できないこととしている。法学未修者については、1年次の法律基本科目の必修科目の修得単位数が22単位に満たない場合に2年次への進級が制限され、2年次の総修得単位数が56単位に満たない場合には3年次への進級が制限される。法学既修者については、1年次の総修得単位数が56単位に満たない場合に2年次への進級が制限される。2年次（3年次）への進級が認められなかった場合には、当該年次配当科目の履修は認められない。（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」第20条、「法科大学院の学修に関

する取扱い」、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012 年度版」19 頁）（評価の視点 2-37）（評価の視点 2-38）

教育内容及び方法の改善については、本法科大学院においては、2009(平成 21)年度以降、「甲南大学法科大学院規則」に基づき、「法科大学院のファカルティ・ディベロップメント活動が継続的に実行されるよう」に、「FD委員会」が設置されている。このことにより、FD体制が整備され、「FD活動の企画立案、FD活動に関する情報の収集と提供、FD活動の評価、その他FD活動に必要な事項」が実施されている。(根拠・参照資料:「FD委員会内規」(2009(平成 21)年 3 月 23 日法科大学院教授会承認))たとえば、2012(平成 24)年度におけるFD活動の具体例として、法科大学院全体としては、半期に一度、教員による授業の相互参観(2012(平成 24)年 6 月 18 日ないし同月 30 日及び 11 月 26 日ないし 12 月 8 日。)及び学生による授業アンケートを実施し(2012(平成 24)年 7 月 2 日ないし同月 7 日及び 12 月 10 日ないし同月 15 日。)、それらの内容を「FD委員会」において検討のうえ、FDに関する教員懇談会にて対応を議論している。また、これらすべての企画立案及び執行監理のための「FD委員会」が、必要に応じて開催されている。(根拠・参照資料:2012(平成 24)年度前期開催FD委員会資料、議事録:4 月 10 日、4 月 16 日、4 月 30 日、5 月 15 日、6 月 26 日、7 月 27 日、8 月 30 日開催。)さらに、関西圏の国立大学の法科大学院に対し、法学未修者教育の充実方策など教育内容・方法の改善の取組みについて「FD委員会」としてヒアリングを行い、その内容を教授会又は教員懇談会で報告することで、本法科大学院FDの更なる進展のヒントとすることが決定されている。(根拠・参照資料:2013(平成 25)年 2 月 14 日「京都大学法科大学院FD活動調査報告書」)また、**教育課程の編成**で述べたとおり、「本法科大学院が独自に定める将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」の一部を形成する「本法科大学院における到達目標」として「教育スタンダード」の作成にあたり、「FD委員会」は主導的役割を果たした。以上の点で、2008(平成 20)年度「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」における『FD体制について、自己点検・評価の一環として行っているのは、FDについての基本的認識に問題があり、委員会の設置など、組織的に取り組む体制作りを強く求める(同 15 頁)』との指摘事項に関して、改善が図られているものといえる。なお、全学の制度として、教職員の学生対応一般についての研修会が毎年 2 月頃に行われており、本法科大学院の教職員もこれに参加している。(根拠・参照資料:2012 年度教職員研修会「最近の大学生の抱える課題と対応の工夫」)(評価の視点 2-39)

FD活動の有効性については、教育課程の編成・実施方針の局面では、**成績評価及び修了認定**において述べたとおり、科目間の成績評価基準の差異が著しいものとならないよう、成績評価基準の改定、評価基準の内容的水準の設定が行われつつある。そして、この点に係る、本法科大学院全体及び各系でのこの間の議論を通じて、本法科大学院における 2 年ないし 3 年の教育課程を通じて、「本法科大学院が独自に定める将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」を満たす学生をいかに養成していくかという視点が、教員間において次第に共有されつつあり、その成果として、2012(平成 24)年に本法科大学院の各授業科目の学習内容・学習到達目標が、「共通的な到達目標」の求めるミニマム・スタンダードと同等かそれ以上の水準にあることを示すために、対応表を作成し(『甲南大学法科大学院の「教育スタンダード」について-2012 年度授業科目の学習内容・学習到達目標と「共通的な到達目標モデル」との対応表-』)、学生に示すこととした。(評価の視点 2-40)

学生による授業評価の組織的な実施については、授業評価の実施は、前期・後期全科目を対象にして、実施週間を定め、各 1 回、教授会として組織的に実施している。また、学生の具体的なニーズ等を直接知るために、学生の自由記述欄もある。実施に際して、教授会にて「FD委員会」から実施のアナウンスをするとともに、教授会構成員ではない各科目の担当教員にも個別にアナウンスをする。実施当日は

法科大学院事務室から担当者にアンケートを手渡しし、担当者は授業終了前後に一定時間を確保したうえでアンケートを実施し、アンケート用紙は回収袋に回収のうえ封印したうえで、担当者が法科大学院事務室に提出する。このような形で実施の徹底をはかっている（2012(平成24)年5月7日第2回法科大学院教授会にてアナウンス）。（評価の視点2-41）

学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、学生に対しては、各科目の集計結果、全体の集計結果と、各担当者のアンケート結果に対するコメントを法科大学院事務室にて閲覧できる体制をとっている。アンケートの回収率の平均は、2012(平成24)年度前期95.3%であった。全科目のアンケート結果を、「FD委員会」がすべて確認し、改善の要否、必要であれば改善にむけての提案をとりまとめ、教授会の議題・提案事項として集約している。また、教授会でアンケート結果を一覧にした資料を回覧し、全体として授業等の改善に向けた議論をする機会を確保している（2012(平成24)年10月1日第11回法科大学院教授会にてアンケートの集計結果につき報告）。各担当者は、担当科目のアンケート結果に対し回答し、必要に応じて改善策を示すことで、授業の改善と学生とのコミュニケーションを図っている。（評価の視点2-42）

特色ある取組みについては、該当なし。

〔点検・評価（長所と問題点） 2-（2）教育方法等〕

入学前に大学院で修得した単位等の認定については、過去に適用されたのは1件にとどまり、適用申請そのものがほとんど行われていない。申請がなされたとしても、単位の認定は厳格に行われることはたしかであるが、適用申請が少ないもっとも大きな理由は、入学予定の学生に対して本制度の存在を十分に周知していないためではないかと推測され、この点につき是正策を講ずる必要がある。

授業を行う学生数については、いずれの科目においても、少人数教育が実施されている点は長所といえる。他面において、受験生の減少を反映した学生数の減少により、学生数の著しく少ない科目も散見されるようになってきた。とくに、法律基本科目の演習科目においては、一定数の学生が存在することが授業の質の向上につながる側面も認められるため、1学年の在籍学生が70名前後であった設置当初と異なり、20名前後となった今日においては、初修者（初めて当該科目を履修する者等を指す。以下同じ）の3クラス制を維持することは、教育効果・学修効果の側面から問題がある。

成績評価及び修了認定については、成績評価の確定に先立ち教員懇談会を開催して、相互チェック体制を敷くことにより、成績評価がすべての授業科目において厳格になされることを確保しているが、最終的な結果について再確認する機会を設けていない点で不徹底である。また、教員懇談会という形式を取っているために、現状では事後的に記録等で検証することができない。

教育内容及び方法の改善については、本文で指摘したとおり、2009(平成21)年以降、「FD委員会」を中心として、FD活動が有効に機能し、授業改善が図られている。

〔将来への取組み・まとめ 2-（2）教育方法等〕

入学前に大学院で修得した単位等の認定については、2013(平成25)年度入学予定の学生にこの制度を周知することが教授会で合意されるとともに、今後申請があった場合に単位認定が適切に行われるように、単位認定の扱いについて一定の基準を設けることを、「人事政策・カリキュラム検討委員会」の組織分割後における「教務委員会」で検討し、2013(平成25)年度中に教授会に提案することが決定された。（根拠・参照資料：2012年度第19回法科大学院教授会議事録）

授業を行う学生数については、法律基本科目の演習のクラス編成を、一定数の学生数を確保すること

を目的として、2013(平成25)年度より初修者クラスを3クラス制から2クラス制に変更し、初修者クラスにおける1クラス当たりの人数を最低でも10名前後で構成することとした(根拠・参照資料:2012年度第12回法科大学院教授会議事録)。

成績評価及び修了認定については、成績評価の確定に先立って行う相互チェック作業とあわせて、成績が確定した後の直近の教授会において成績の確認作業を行うことにより、事後的な検証も実施することとなった。(根拠・参照資料:2012年度第19回法科大学院教授会議事録、2012年度第20回法科大学院教授会議事録)

2－（3）成果等

〔現状の説明 2－（3）成果等〕

教育効果の測定に関して2009(平成21)年度より成績評価を従前の相対評価から絶対評価に変更した。これは「将来法曹となるものとして備えるべき基本的素養の水準」を教育の目標として成績評価、単位認定を行うものである。

すでに述べたとおり、本法科大学院では2012(平成24)年度より、「共通的な到達目標モデル」をベースに、各系、各科目担当者による議論を経て、具体的に各科目の担当者が「共通的な到達目標」との対応関係を示した法律基本科目において各科目の到達目標（甲南大学法科大学院の「教育スタンダード」）を設定している（根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院の「教育スタンダード」について-2012年度授業科目の学習内容・学習到達目標と「共通的な到達目標モデル」との対応表-』）。そして、上記「将来法曹となるものとして備えるべき基本的素養の水準」の策定にあたり、本法科大学院固有の教育目標である「広い意味でのビジネスに関わる法律実務を担う法曹の養成」において必須なものを取りこむようにしている。そこで、2012(平成24)年度からは、この「教育スタンダード」をもとに、教育効果の達成状況を測定・評価することになる。教育効果の達成状況を具体的に測定する方法は、中間到達度評価、平常点、定期試験における総合評価による。

なお、**教育目標の達成状況等を踏まえた検証の実施**でも述べたように、本法科大学院を修了し法曹となった者に対して、本法科大学院の教育目標等について行ったアンケートでは、ビジネスに特化した教育を評価する声があった反面、実務の中でしか学ぶことのできない事項を先取りして教育するよりも、法科大学院の教育は基礎的な知識を応用できる教育を徹底することを求める声もあった。「共通的な到達目標モデル」を本法科大学院教育の測定指標の基本とすることは、かかる声にも応えることになると思われる。

司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表に関し、司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等の各情報は、これまで、当該情報に関して状況報告・現状分析を必要とする場合や修了判定などの審議を要する場合に、その都度教授会等で示されている。2012(平成24)年度の司法試験受験者数、合格者数の情報については、2012(平成24)年9月17日法科大学院教授会にて状況につき分析、確認されている。

2011(平成23)年度 修了率	既修	64.3%（修了判定対象者14名中9名）
	未修	61.3%（修了判定対象者31名中19名）
	合計	62.2%（修了判定対象者45名中28名）
2011(平成23)年度標準修業年限 修了者数 及び、全修了者におけるその割合 (標準修業年限修了率)	既修	修了者9名中7名(77.8%)
	未修	修了者19名中14名(73.7%)
	合計	修了者28名中21名(75.0%)
2012(平成24)年度司法試験 合格者数及び合格率	既修	受験者38名中7名合格(18.4%)
	未修	受験者51名中5名合格(9.8%)
	合計	受験者89名中12名合格(13.5%)

広義のビジネスに関わる法曹として活躍するための素養となる法曹教育を行うという本法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成するために、本法科大学院では、合格者と学内成績の相関関係を教授会で議論することで、学生への指導方法の見直しの必要性、ひいては成績評価の厳格化の必要性を再認

識し、教授会や各系会議を通して検討し、標準修業年限修了者数・率は適正なものとなるように改善してきた。(評価の視点 2-45)

修了生の法曹以外も含めた進路を把握する体制を整備しているかについては、進路を把握するために、これまでジュリナビ (<https://www.jurinavi.com/>) への登録を促し、また(新)司法試験の合格状況に関するアンケートを毎年実施してきた。具体的には、修了生に毎年アンケートを郵送して進路等を確認するほか、修了時に修了生のメールアドレスを登録するなど、修了生の進路等を把握するために可能な限りの体制は整備されている。(新)司法試験の合格状況に関するアンケート等だけでは、修了生の状況が把握できていないことから、2010(平成 22)年に「修了生現況調査アンケート」を実施し、修了生の動向把握に努めている。(評価の視点 2-46)

修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等を、社会に対して公表しているかについては、従来、ホームページ等で数人の活動状況を公開しているにとどまっていたが、2012(平成 24)年 5 月、ホームページにおいて、全修了生の進路に関する統計データを公表した。(根拠・参照資料：甲南大学法科大学院ホームページ <http://lawschool-konan.jp/>) (評価の視点 2-47)

特色ある取組みについては、該当なし。

[点検・評価(長所と問題点) 2-(3) 成果等]

教育効果の測定に関しては、「法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」に即した教育効果の達成状況を測定する仕組みとして、2012(平成 24)年度より甲南大学法科大学院の「教育スタンダード」を策定して学生に公表し、これに基づいて測定・評価を行うこととしたことは、教育効果の測定のための工夫として高く評価できる。

司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表に関しては、司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する上記の個別の情報は、教授会等で資料を配布して確認はしているが、さらに「法科大学院の恒常的な改善を図る」目的で「司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率」等の各情報を関連付けて、法科大学院の恒常的な改善を図る作業は必ずしも活発になされてきたわけではない。とりわけ、これまでは、司法試験の合格者は把握されていたものの、短答試験の合否や各科目の成績など、司法試験を受験した修了生の成績等のデータ把握がほとんどなされていなかったが、まず必要なデータを集める必要がある。修了生の進路等の把握については、これまで数々の努力を重ねてきたが、依然として完全に把握するには至っていない。とりわけ司法試験受験を継続しない者と本法科大学院とのつながりが弱いという点は否めないところである。

[将来への取組み・まとめ 2-(3) 成果等]

教育効果の測定に関しては、上記「教育スタンダード」の作成・公表が 2012(平成 24)年度から始まったことから、まずは 2012(平成 24)年度において、「FD委員会」を中心に、各科目における教育効果の達成状況の測定についてとりまとめ、本法科大学院の教育目標である「広義のビジネスに関わる法曹の養成」の観点から、全体的な評価を行う。さらには、上記の測定・評価に基づき、「FD委員会」の主導のもと、教授会(あるいは教員懇談会・FD研修会等)において改めて検討を行い、「教育スタンダード」の内容の見直し及び次年度以降の授業改善につなげていくこと、及び教育効果の測定方法についてさらなる検討を加えて具体案を、教授会に報告することが決定された。(根拠・参照資料：2012 年度第 19 回法科大学院教授会議事録)

司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表に関しては、司法試験の合格情報や進級・修了判定教授会などの機会に、「司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率」等の各情報を関連づけて、今後は検討する機会を確保する。司法試験にかかるデータの把握については、今後は、修了生に対してのみならず在学段階から学生に対して、法科大学院として積極的に働き掛けることにより、本法科大学院の司法試験にかかる情報の把握に努めるべき旨の要請が教授会でなされ、「FD委員会」において検討することが決定された。具体的には、2013(平成 25)年度より、本法科大学院の入学者に対して、修了後に司法試験の合否等の情報を継続的に提供することを誓約する文書の提出を求めることとした(根拠・参照資料:「誓約書」2013(平成 25)年 2 月 22 日法科大学院教授会決定)。また、標準修業年限の修了率は、各科目の成績評価の適正さと密接にかかわる数値であり、各科目の成績評価は、当該年度を受講者の能力にかかわる事項であるため、「教務委員会」・「FD委員会」等の組織で、合格者の学内成績などの情報とあわせて事前に分析し、その結果をもとに教授会で議論を進める。

3 教員組織

〔現状の説明〕

専任教員数については、下表のとおり、専任教員 17 名（うち実務家教員 1 名）、みなし専任教員 7 名の 24 名体制で教育を行っている。1 学年の学生定員が 50 人である本法科大学院においては、法令上求められている必要専任教員数は 12 名であるため、法令上の基準（「告示第 53 号」第 1 条第 1 項）を満たしている。（**評価の視点 3-1**）

なお、この他にも 4 名の兼任教員（学内他学部専任教員）、12 名の兼任教員と最高裁判所からの派遣裁判官、法務省からの派遣検察官それぞれ 1 名の計 14 名の兼任教員（学外非常勤教員）が学生の教育に携わっている。専任教員は、いずれも本法科大学院のみに所属し、1 専攻に限り専任教員として取り扱われており、学部・他研究科・他専攻と兼務しているものはおらず、法令上の基準を満たしている（「告示第 53 号」第 1 条第 5 項）。（**評価の視点 3-2**）

また、専任教員 24 名中 18 名が教授、6 名が准教授であるため、専任教員数の半数以上は教授で構成されており法令上の基準を満たしている（「告示第 53 号」第 1 条第 6 項）。（根拠・参照資料：『法科大学院基礎データ』表 5）（**評価の視点 3-3**）

専任教員としての能力については、専任教員は、法科大学院基礎データ「専任教員の教育・研究業績」で確認できるように、担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているとともに、①専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者であるか、②専門分野について高度の技術・技能を有する者であるか、③専攻分野について特に優れた知識及び経験を有する者であるかのいずれかに該当しており、「専門職大学院設置基準」第 5 条の要件を満たしている。教員採用にあたっては、研究者教員については、研究上の業績のみならず、教育能力についても原則として教育歴 5 年以上を求めているほか、可能であれば前任校での授業評価を取り寄せるなどして、上記の要件を満たすことを確認のうえ、採用人事を行っている。実務家教員の採用については、実務経験が 5 年以上であることを求めているほか、研究上の業績・扱った事件等により高度の実務上の能力があることを判断し、教育歴がある場合には、授業評価を取り寄せるなどして教育能力についても審査したうえで、採用人事を行っている。

本法科大学院では、理論と実務の架橋を図るため研究者教員の弁護士登録を推奨している。現在、研究者教員 16 名のうち 6 名が弁護士登録をし、実務で得た経験を法科大学院の授業で活かすべく取り組んでいる。（根拠・参照資料：『法科大学院基礎データ』表 7・10）

実務家教員は、専任教員 24 名のうち、約 33.3%（8 名）が実務家教員であり、その実務家教員のすべてが 5 年以上の法曹としての実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有しており、法令上の基準（「告示第 53 号」第 2 条）を満たしている。（根拠・参照資料：『法科大学院基礎データ』表 5）

専任教員の分野構成、科目配置については、下表にあるように、法律基本科目の各科目への専任教員の配置は、公法系 4 名（憲法 2 名、行政法 2 名）、民事系 9 名（民法 5 名、商法 3 名、民事訴訟法 1 名）、刑事系 3 名（刑法 2 名、刑事訴訟法 1 名）となっている。（根拠・参照資料：『法科大学院基礎データ』表 6）（**評価の視点 3-6**）

法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置については、法律基本科目に 16 名、展開・先端科目に 7 名の専任教員をそれぞれ配置している。基礎法学・隣接科目には、兼任教員・兼任教員を配置している。2008(平成 20)年度「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」においては、基礎法学・隣接科目について、専任教員が配置されていないことが問題であると指摘されていた（根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院に対する認証評価結果』16 頁）。本法科大学院の規

模では、基礎法学・隣接科目に専任教員を配置することは困難であるが、指摘を踏まえて、2012(平成24)年度においては、基礎法学・隣接科目の「法と社会」を専任教員が担当している。これにより、基礎法学・隣接科目の16.7%を専任教員が担当していることとなる。(評価の視点3-7)

2012(平成24)年度教員配置								
科目名	専任教員			兼担	兼任	派遣 検察官 裁判官	計	
	研究者	実務家	みなし 専任					
法律基本科目	憲法	2					2	
	行政法	2					2	
	民法	2	1 (弁護士・元裁判官)	2 (弁護士うち1名は元裁判官)				5
	商法	2		1 (弁護士)				3
	民事訴訟法	1				1		2
	刑法	2						2
	刑事訴訟法	1						1
法律実務基礎科目			1 (弁護士)		3	2	6	
基礎法学・隣接科目				2	3		5	
展開・先端科目	4		3 (弁護士)	2	5		14	
	16	1	7	4	12	2	42	

主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置については、法律実務基礎科目のうち、「民事実務の基礎」「民事裁判実務」「刑事実務の基礎」「法曹倫理」については、いずれも、本法科大学院の専任・みなし専任の実務家教員が最低1名担当している。その他の科目についても、実務経験を有する教員が最低1名担当している。(評価の視点3-8)

専任教員の構成については、2012(平成24)年度は下表のとおりであり、年齢構成的にはバランスのとれたものとなっている。

年齢	専任教員 (実務家含む)	みなし専任教員	計
61歳～	3	3	6
51～60歳	6	1	7
41～50歳	2 (1)	2	4 (1)
31～40歳	6 (2)	1 (1)	7 (3)
計	17	7	24 (4)

() 内は女性教員数

(根拠・参照資料：『法科大学院基礎データ』表8) (評価の視点3-9)

教員の男女構成比率の配慮については、上記の表で示されているように、専任教員24名中女性教員

は4名であり、16.7%である。専任教員の採用については、「人事政策・カリキュラム検討委員会」が検討を行っている。(評価の視点 3-10)

専任教員の後継者の補充等については、専任教員の後継者の補充については、「人事政策・カリキュラム検討委員会」がその役割を担っているところ、これまでのところ、必要な教員数に欠員を生ずることなく、かつ担当する分野について高度の指導能力のある教員を確保してきている。

教員の募集・任免・昇格については、「甲南大学法科大学院教員人事手続規程」「甲南大学法科大学院教員資格審査基準」があり、これらに沿って厳正な運用がなされている。(評価の視点 3-12)

これら人事に関わる事項については、「人事政策・カリキュラム検討委員会」が中心的な役割を担っており、規則の運用についても、「人事政策・カリキュラム検討委員会」が教授会に対して必要な提案を行い、当該提案を教授会において審議・決定をすることにより適切に運用されている。(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院教員人事手続規程」、「甲南大学法科大学院教員資格審査基準」、「甲南大学法科大学院規則」第8条の4、「人事政策・カリキュラム検討委員会内規」)(評価の視点 3-13)

専任教員の教育研究条件については、本学では、法科大学院の授業の最低負担数を通年の計算として1週につき6時間(年間12単位)としている。(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院専任教員授業担当時間数等に関する規程」第2条) これは、1時間あたりの授業の事前の準備、事後の学習指導等の負担が重いことに配慮して設定したものである。(根拠・参照資料：同規程第2条) 研究者教員の担当時間は、最高10.4時間、最低6.0時間、平均6.5時間である。実務家専任教員は1名で、6.0時間である。みなし専任教員の最高は5.0時間、最低が3.0時間、平均3.5時間である。(根拠・参照資料：『法科大学院基礎データ』表9)(評価の視点 3-14)

教員の研究活動に必要な機会の保障については、授業負担が過度な負担にならないように「人事政策・カリキュラム検討委員会」及び各系列会議で検討して、研究時間の確保に努めている。また、大学全体の在外研究・国内研究に関する規程(「甲南大学在外研究員規程」及び「甲南大学国内研究員規程」)を法科大学院にも適用して2008(平成20)年度から運用されており、2009(平成21)年度には在外研究・国内研究ともに1名ずつ該当者が存在し、2013(平成25)年度には、1名が国内研究を行う。(評価の視点 3-15)

専任教員への個人研究費の適切な配分として、研究活動をサポートするため、教員研究費、出張旅費、図書費が支給されている。支給額は、下記のとおりである(使用実績に基づく個人研究費等については『法科大学院基礎データ』表12参照)。図書費は専任教員一人当たり788,800円が支給されており、教員が共通で使用する図書・雑誌の購入費を除いて、毎年25万~35万円前後の図書費が個人で使用可能になっており、研究に必要な書籍等の購入に充てることができるよう配慮がなされている。

【予算】

教員研究費(個人研究費)	出張旅費
300,000円	148,600円

(根拠・参照資料：『法科大学院基礎データ』表12)(評価の視点 3-16)

人的補助体制については、法科大学院事務室を設置し、3名の専任職員と2名の非常勤職員が配置されている。うち、1名は教材作成にかかる専従スタッフで、資料の収集や配布教材の印刷等を担当しており、教員の教育にかかる負担を軽減する措置がとられている。

教育研究の評価と教育方法の改善につき、教育活動については、「FD委員会」において、教員相互による授業参観や受講生による授業評価アンケート等の実施と結果のとりまとめを行い、問題点の抽出と改善に向けた議論を重ね、必要な措置を教授会に提案している。学内で行われる教員の研究活動の調

査は、フロンティア研究推進機構で定期的を実施しており、その内容は本学ホームページ上で公表されている。2011(平成23)年度より「甲南大学情報データベースシステム」の運用を開始し、研究・教育・社会貢献等も含めた教員データ・ベースが作成され、公表されている。(根拠・参照資料：甲南大学情報データベースシステム <http://researchers.adm.konan-u.ac.jp/>) 本法科大学院独自のホームページでも法科大学院教員の直近の研究成果等を公表している。

特色ある取組みについては、該当なし。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

専任教員の後継者の補充等については、従来欠員が生じた場合などに緊急に対応せざるをえず、必ずしも十分計画的に対応できているとは言い難い。また、「人事政策・カリキュラム検討委員会」の組織としての対応が不十分であったことも否めない。

〔将来への取組み・まとめ〕

専任教員の後継者の補充等については、今後、「人事政策・カリキュラム検討委員会」の組織分割後における「人事政策委員会」は、定期的に委員会を開催するなどして全般的な教員の構成、全国の研究者教員の動向の把握、実務家教員の補充の要否と採用の可能性などについて資料と情報の共有をはかりつつ、必要な場合には機動的に活動する。なお、本法科大学院のアカデミック・アドバイザーは、本法科大学院の修了生で構成されているが、さらに実務経験を積み、高度の実務能力を有すると判断できるようになれば、本法科大学院等における教育経験も踏まえて、将来的には本法科大学院の実務家教員として採用する方針をとることも大筋で合意され、「人事政策委員会」において対応していくことが決定された。(根拠・参照資料：2012年度第19回法科大学院教授会議事録)

4 学生の受け入れ

〔現状の説明〕

学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続の設定並びに客観的かつ公正な選抜の実施については、以下のとおりである。

入学試験における学生の受け入れ方針については、一般入学試験・未修者特別選抜（適性試験利用）入学試験の趣旨において明示している。すなわち、一般入学試験においては、「入学者選抜においては、公平性・開放性・多様性を基本としながら、法律学の基礎的な学識を有する者並びに、多様な知識・経験を有する者を受け入れる」こととし、社会人・他学部出身者については、「活動実績及び学業成績を適確に評価することにより、優れた素質を有する人材を受け入れる」こととしている。そして、未修者特別選抜（適性試験利用）入学試験においては、「一般入学試験の趣旨を踏まえ、多様なバックグラウンドを持つ学生を全国から、一層幅広く受け入れる」こととしている。これらの受け入れ方針は、法科大学院制度の目的に合致するものであり、かつ、本法科大学院の理念・目的及び教育目標に即しているといえる。また、これらの受け入れ方針は、「2013年度甲南大学法科大学院（法学研究科法務専攻）一般入学試験要項 未修者特別選抜（適性試験利用）入学試験要項」及びホームページにおいて公表されている。以上の通り、本法科大学院の学生の受け入れ方針はすでに入学試験要項の「趣旨」の中で明確に示されているが、同内容のものを2012(平成24)年10月15日の法科大学院教授会において「入学者受け入れの方針」(アドミッション・ポリシー)として策定して本学ホームページに掲載しており、今後、入学試験要項においてもこれを掲載する予定である。

次に、選抜方法及び選抜手続については、入学志願者に配布する上記入試要項に、募集人員、出願資格、出願期間、出願書類、出願方法、試験日・試験地、試験科目・試験時間などの手続的事項が明記されている。これらに加えて、選考方法・配点（各試験科目等における内訳及び出願書類による付加点の内訳も含む）についても、法学既修者・法学未修者の両コースについて、及び未修者特別選抜（適性試験利用）について、それぞれ具体的に明記されている。さらに、これらの入学試験の概要についてはホームページにおいても広く社会に公表されている。(根拠・参照資料:「2013年度甲南大学法科大学院(法学研究科法務専攻)一般入学試験要項 未修者特別選抜(適性試験利用)入学試験要項」、甲南大学法科大学院ホームページ <http://lawschool-konan.jp/>)

なお、入学試験とは異なるが、本法科大学院は転入学試験においても、若干名の学生を受け入れている。(根拠・参照資料:「2012・2013年度甲南大学法科大学院転入学試験要項」、甲南大学法科大学院ホームページ <http://lawschool-konan.jp/>) (評価の視点4-1)

学生の適確かつ客観的な受け入れについては、以下のようにして、既に述べた受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れるべく努めている。

(1) 一般入学試験について

法学未修者コースの選抜について、小論文の試験結果と出願書類により選考するが、小論文の出題・採点は、次のように実施している。①小論文担当者会議において、担当者各人より提出された複数の問題案から1つを選択し（小論文の題材については法学的知識に関わりのないものを選択している。根拠・参照資料:「改善計画書」(2009(平成21)年4月6日教授会承認)、入学試験問題「小論文」)、会議における詳細な検討を経たうえで、問題として確定する、②担当者会議において、事前に出題趣旨・採点基準を明確にする、③試験終了後、小論文担当者会議において、複数の答案をサンプルとして取り上げて検討したうえで、採点基準につき微調整を行う、④各答案を小論文担当者会議の構成員全員で採点

し、各答案の点数を確定する。このような小論文の出題・採点の実施により、論理的思考力・文章表現力を備えているかについて、適確かつ客観的な評価をするよう努めている。

また、出願書類では、事前に公表されている付加点の内訳に従って、①学部成績、②学位、③職務経歴、④国家資格、⑤社会的に有益な活動等、⑥外国語能力の各付加点対象項目につき、上記の基本的資質や潜在力を備えているかについて、適確かつ客観的な評価をするよう努めている。なお、2008(平成20)年度「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」を受けて、出願書類から「旧司法試験の成績」を削除している。(根拠・参照資料：「改善計画書」(2009(平成21)年4月6日教授会承認))

法学既修者コースの選抜について、専門筆記試験の出題・採点は、次のように実施している。各科目ごとに、①複数名からなる出題・採点担当者において、1名が試験問題の原案を作成し、全員での詳細な検討を経たうえで、問題として確定する、②担当者において、事前に出題趣旨・採点基準を明確にする、③試験終了後、担当者において、複数枚のサンプル答案を検討したうえで、採点基準について微調整を行う、④各答案を複数名の専任教員が採点し、各答案の点数を確定する。このような出題・採点の実施により、受験者が法律学の基本的な知識・能力を有しているかについて、適確かつ客観的な評価をするよう努めている。(根拠・参照資料：「2013年度甲南大学法科大学院(法学研究科法務専攻)一般入学試験要項 未修者特別選抜(適性試験利用)入学試験要項」)

(2) 未修者特別選抜(適性試験利用)について

未修者特別選抜(適性試験利用)については、出願書類により選考することとしている。適性試験「第4部 表現力を測る問題」の採点については、一般入学試験の法学未修者コースにおける小論文の採点と同等の基準で行っており、論理的思考力・文章表現力を備えているかについて、適確かつ客観的な評価をするよう努めている。(根拠・参照資料：「2013年度甲南大学法科大学院(法学研究科法務専攻)一般入学試験要項 未修者特別選抜(適性試験利用)入学試験要項」)

(3) 転入学試験について

転入学試験については、試験結果(専門筆記試験及び面接)及び出願書類により総合的に選考するが、専門筆記試験の出題・採点は、一般入学試験の法学既修者コースとほぼ同様に行い、面接結果との合計点が一定以上であることが転入許可基準の一つとなっている。(根拠・参照資料：「2012・2013年度甲南大学法科大学院転入学試験要項」、「転入学許可の判定基準」2010(平成22)年7月5日法科大学院教授会承認)(評価の視点4-2)

志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保については、一般入学試験・未修者特別選抜(適性試験利用)入学試験・転入学試験ともに、「2013年度甲南大学法科大学院(法学研究科法務専攻)一般入学試験要項 未修者特別選抜(適性試験利用)入学試験要項」「2012・2013年度甲南大学法科大学院転入学試験要項」に明示された出願資格を有する志願者に、等しく公平に開かれており、特に一部の者のみが受験できる入試形態はない。また、上記入学試験・転入学試験の手続面に関する情報も、「2013年度甲南大学法科大学院(法学研究科法務専攻)一般入学試験要項 未修者特別選抜(適性試験利用)入学試験要項」、「2012・2013年度甲南大学法科大学院転入学試験要項」、ホームページ等において公開されている。(根拠・参照資料：「2013年度甲南大学法科大学院(法学研究科法務専攻)一般入学試験要項 未修者特別選抜(適性試験利用)入学試験要項」、「2012・2013年度甲南大学法科大学院転入学試験要項」、甲南大学法科大学院ホームページ <http://lawschool-konan.jp/>)(評価の視点4-3)

入学者選抜における競争性の確保については、2012(平成24)年度における入学試験において、一般入学試験前期募集で2.03倍、同後期募集で1.62倍、未修者特別選抜(適性試験利用)入学試験で4.33倍、全体で2.05倍の競争倍率を確保している。

		志願者	受験者	合格者	競争倍率
前期募集	既修	52	40	19	2.11
	未修	43	39	20	1.95
	合計	95	79	39	2.03
後期募集	既修	23	16	11	1.45
	未修	11	5	2	2.50
	合計	34	21	13	1.62
未修者 特別選抜	未修	13	13	3	4.33
合 計		142	113	55	2.05

実施体制については、本法科大学院の教員から構成される「入学試験実施委員会」（旧称：「入試委員会」）が中心的な役割を果たしており、そこでの事前議論及び法科大学院教授会における審議をもとに、入試事務室等の全学組織とも連携しつつ、本法科大学院の教職員によって入学試験・転入学試験が組織的に実施されている。こうした実施体制は、年度を通じて恒常的に置かれており、本法科大学院の設立当初から今日まで安定的に機能している。（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」第8条の6、「入学試験実施委員会内規」）

複数の入学者選抜の実施については、本法科大学院において、一般入学試験の前期募集及び後期募集、未修者特別選抜（適性試験利用）入学試験、ならびに転入学試験を実施している。

一般入学試験は、前期募集と後期募集があるが、募集人員（前期募集：約40名〔法学既修者コース20名、法学未修者コース20名〕、後期募集：約10名〔法学既修者コース5名、法学未修者コース5名〕）の違いを除き、どちらの入学試験も選抜方法・選抜手続は全く同じである。後期募集は、前期募集時に受験する機会を逸した者に対して、本法科大学院の受験機会を提供するものであり、入試時期の違いにより受験生の多様性が確保されることも期待している。また、一般入学試験前期募集には、本学入試（2013（平成25）年度入試に限り西宮。例年は神戸）と地方入試（東京・大阪・岡山）があるが、それぞれの合格者数は、志願者数に応じて案分している。地方入試は、幅広い地域の法曹志望者に法科大学院の受験機会を提供することを目的としている。

これに対して、未修者特別選抜（適性試験利用）入学試験は、一般入学試験の趣旨を踏まえ、多様なバックグラウンドを持つ学生を全国から、一層幅広く受け入れることにより、多様な資質のローヤーが育つ法曹養成教育を展開することをめざして実施するものであり、募集人員は法学未修者コース・若干名となっている。（根拠・参照資料：「2013年度甲南大学法科大学院（法学研究科法務専攻）一般入学試験要項 未修者特別選抜（適性試験利用）入学試験要項」）

なお、転入学試験は、入学試験とは異なり、「甲南大学以外の法科大学院に在籍中である者（ただし、本法科大学院に転入する際は出願時に在籍している法科大学院を退学すること）」を出願資格者とするものである。転入学試験の募集人員は若干名である。（根拠・参照資料：「2012・2013年度甲南大学法科大学院転入学試験要項」）

公平な入学者選抜については、本学出身者の優遇措置や特に指定する団体からの推薦などの措置を一切講じておらず、志願者をすべて公平に扱っている。

適性試験については、一般入学試験については法学未修者・法学既修者の両コースともに適性試験「第1部から第3部まで」の成績を選考対象に含めており、配点は、法学既修者コースでは1000点満点中

100点、法学未修者コースでは300点満点中100点である。未修者特別選抜（適性試験利用）入学試験における配点は、適性試験「第1部から第3部まで」150点、同「第4部 表現力を測る問題」150点、合計300点満点である。なお、一般入学試験・未修者特別選抜（適性試験利用）入学試験ともに、適性試験の得点（第1部から第3部まで）が適性試験受験者全体の下位15%未満に該当する場合、不合格とするとしている。（根拠・参照資料：「2013年度甲南大学法科大学院（法学研究科法務専攻）一般入学試験要項 未修者特別選抜（適性試験利用）入学試験要項」、「2012年度一般入学試験（前期・後期）・未修者特別選抜入学試験 適性試験点数分布表」）なお、転入学試験については、入学試験とは異なり「法科大学院に在籍中である者」が対象であるため、適性試験の成績を選考対象に含めていない。（根拠・参照資料：「2012・2013年度甲南大学法科大学院転入学試験要項」）

法学既修者の認定等については、一般入学試験において法学既修者コースは、法学未修者コースとは別の試験で、専門筆記試験及び適性試験の結果によって選考している。

法学既修者コースの試験において課される専門筆記試験については、1年次配当の法律基本科目群の必修科目を対象としており（ただし行政法は試験科目としていない）、各科目につき点数配分の内訳や最低基準点（各科目25%点）が設定され、公表されている。また、憲法、民法及び刑法を含む、すべての専門筆記試験科目において、すべて論述式の問題として出題されている。

最低基準点に満たない場合の取扱いについては、専門筆記試験のうち憲法、民法及び刑法のいずれかについて最低基準点に満たない得点の科目がある場合には不合格とする。また、専門筆記試験のうち民事訴訟法、商法、刑事訴訟法のいずれかについて最低基準点に満たない得点の科目がある場合には不合格とすることがある。

法学既修者コースの履修免除科目については、原則として1年次（未修1年目）配当の法律基本科目群の必修科目の履修が免除される（ただし「行政争訟法」を除く）。なお、既修者コース合格者であって、商法、刑事訴訟法のいずれかについて最低基準点に満たない得点の科目がある場合、これらを認定免除科目の除外とし、6単位を上限として入学後に科目を履修させることとしている。

上記の内容については、本法科大学院の入学試験要項、ホームページ、入試説明会で事前に公表している。「法情報調査」及び「法文書作成」については、法学既修者コースの履修免除科目としていない。

（根拠・参照資料：「2013年度甲南大学法科大学院（法学研究科法務専攻）一般入学試験要項 未修者特別選抜（適性試験利用）入学試験要項」、甲南大学法科大学院ホームページ「入試」<http://lawschool-konan.jp/>）

入学試験における法学既修者の認定とは異なるが、転入学については、転入学試験の結果に基づいて合否を判定している。転入学試験は、試験結果（専門筆記試験及び面接）及び出願書類により総合的に選考している。転入学試験において課される専門筆記試験は、すべて論述式の問題として出題されている。各試験科目につき点数配分の内訳が設定され公表されている。転入学試験合格者の単位認定については、出願時に在籍している法科大学院での在学年数及び単位修得状況に基づき、本学において単位認定を行ったうえで転入学を許可する合格証書及び単位認定通知書を送付することとしている。なお、3年次後期転入の場合には、1年間の在籍が必要となる。（根拠・参照資料：「2012・2013年度甲南大学法科大学院転入学試験要項」）

入学者選抜方法の検証については、2008（平成20）年度「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」を受け、入学試験を検証するシステムとして「入学試験検証委員会」を設置し、毎年度の入学試験終了後検証を行い、その結果について教授会に報告し、改善を図ることとした。（根拠・参照資料：「改善計画書」（2009（平成21）年4月6日教授会承認）、「甲南大学法科大学院規則」第8条の7、「入学試験検証

委員会内規」)

入学者の多様性については、一般入学試験未修者コースの試験科目配点は、適性試験 100 点、小論文 150 点、出願書類による付加点 50 点であるところ、小論文は、多様な分野から出題しており、法学部出身者が有利にならないよう配慮している。さらに、出願書類による付加点について、職務経歴：5 点、国家資格：5 点、社会的に有益な活動等：最高 5 点、外国語能力：5 点としており、多様な知識・経験を有する者の入学に配慮している。(根拠・参照資料：「2013 年度甲南大学法科大学院（法学研究科法務専攻）一般入学試験要項 未修者特別選抜（適性試験利用）入学試験要項」）（**評価の視点 4-11**）

法学以外の課程履修者又は実務等経験者の割合とその割合が 2 割に満たない場合の入学選抜の実施状況の公表については、2012(平成 24)年度入学者 24 名（既修者コース・未修者コースともに含む）のうち、法学以外の課程を履修した者 3 名、実務等の経験を有する者 15 名であり、その割合は 66.7% である。(根拠・参照資料：『法科大学院基礎データ』表 14)（**評価の視点 4-12**）

入学試験における身体障がい者等への配慮については、本学では、「身体の機能に障害のある者等の受験に関する申合せ」が制定されており、適正な配慮がなされる体制が整えられている。(根拠・参照資料：「身体の機能に障害のある者等の受験に関する申合せ」)

定員管理については、2012(平成 24)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 87 名、収容定員は 125 名（甲南大学法科大学院規則上は 150 名）であり、収容定員に対する在籍学生数比率は 69.6% である。2012(平成 24)年 4 月入学生は 24 名であり（既修者コース：17 名、未修者コース：7 名）、入学定員 50 名に対する入学者数比率は 48.0% である。適性試験受験生の大幅減少など法曹志望者の減少により、本法科大学院も受験生・入学生ともに減少しており、2010(平成 22)年度から 60 名の定員を 50 名に変更した。(根拠・参照資料：『法科大学院基礎データ』表 4・13・15)（**評価の視点 4-14**）

学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応については、一般入学試験を年に 2 度、未修者特別選抜（適性試験利用）入学試験を年に 1 度、そして転入学試験を年に 2 度、実施している。また、一般入学試験については、追加合格制度を設けている。法科大学院が現在置かれている状況に鑑みると、在籍学生数が超過することは考えにくく、現実には不足した場合への対応が問題となる。学生数不足が具体的な弊害として現れるのは、演習等の受講生が過小になると、学習効果・教育効果が低下するおそれがある、という点であるが、それについては、**授業を行う学生数**で述べたとおり、クラス編成を変更することにより対応している。(根拠・参照資料：「2013 年度甲南大学法科大学院（法学研究科法務専攻）一般入学試験要項 未修者特別選抜（適性試験利用）入学試験要項」、「2012・2013 年度甲南大学法科大学院転入学試験要項」）（**評価の視点 4-15**）

休学者・退学者の管理については、2011(平成 23)年度の在籍者が 101 名、退学者が 8 名、休学者が 13 名（休学期間が 1 年の者と半年の者の合計）である。したがって、休学者の割合は在籍学生数比で 12.8%、退学者の割合は在籍学生数比で 7.9% である。特に休学者・退学者を対象を限定した措置は講じていないものの、全学生を対象とする主任・副主任の教員による個人面談を実施しており、これらの機会が学生の状況把握・指導に役立っている。なお、この個人面談については、従来は年に 2 回（前期・後期の授業開始前の各時期）実施していたところ、さらにきめの細かい学修指導を企図して、2012(平成 24)年度からは年に 4 回（前期末と後期末の 2 回を追加）実施している。また、本法科大学院は、1 学年の定員が 50 名の小規模校であることから、学生と教職員との日常の接触や授業での出席をとる際などを通じて、状況把握・指導がなされている。(根拠・参照資料：「休学・退学者数（2008～2012 年度）」、『法科大学院基礎データ』表 15・16)

特色ある取組みについては、毎年、キャンパス内及びキャンパス外においても、多くの説明会を実施

している。また、本法科大学院の授業見学会も随時実施している。(根拠・参照資料：甲南大学法科大学院ホームページ「説明会・イベント案内」<http://lawschool-konan.jp/>)

〔点検・評価（長所と問題点）〕

入学者選抜方法の検証については、入学試験を恒常的に検証するシステムとして設置した「入学試験検証委員会」が入学試験を恒常的に検証するシステムとして必ずしも十分に機能しているとはいえない。

定員管理については、入学者・在学者の経済的負担を軽くするために学費の大幅改定を行うなど、積極的に入学者数及び学生収容定員の確保に努めてきた。にもかかわらず、2012(平成24)年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率、及び2012(平成24)年4月入学生の入学定員50名に対する入学者数比率は、30%を超えた不足状態となっている。この不足状態は、現状において、特に教育上の不都合をもたらしているわけではないものの、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数をより適切に管理する必要がある。

休学者・退学者の管理については、この数年間、休学者及び退学者の合計は20名前後で推移しており、特に大きな増加傾向が見られるわけではないものの、他方において、近年の入学者数の低迷から在学者数は年々減少傾向にあり、このこと、休学者及び退学者の割合が近年上昇傾向にある理由の一つを見いだすことができる。もともと、2011(平成23)年度の休学者の割合は在籍学生数比で10%を超えており、これを低減させるため、改善策を講ずる必要がある。

休学者及び退学者の割合を低減させるには、休学や退学を願い出る状況に陥る前の適切な指導が重視されるべきところ、2012(平成24)年度より個人面談の回数を増やしたことから、これに伴う今後の状況改善をある程度期待することはできる。しかしながら、休学や退学を願い出た学生に対する理由の把握は、教務部を通じて提出される休学届・退学届によって基本的に行われることとされており、これは、休学・退学の理由の把握・分析や休学者・退学者に対する指導として、必ずしも十分とはいえない。

〔将来への取組み・まとめ〕

入学者選抜方法の検証については、入学試験を含む学生の受け入れのあり方に関して、具体的かつ継続的に検証するシステムを構築していく。具体的には、前年度入試について、法令や法科大学院基準、アドミッション・ポリシー等に照らして、試験の配点基準等の事前開示や試験科目の設定・出題が適切になされているかを検証するとともに、過年度入試の結果と入学学生の成績の関連性等について調査し、教授会に報告することが決定された。(根拠・参照資料：2012年度第19回法科大学院教授会議事録)

定員管理については、入学者選抜における競争性確保の方策を実施し、その効果を検証する。具体的には、「入学試験検証委員会」のもとで入学試験のあり方に関する恒常的な検証を行い、その検証結果を受けて、「入学試験実施委員会」のもとで入学試験のあり方の改善をすすめていくことが必要である。そして、「広報委員会」のもとで、志願者確保のための学内外における広報活動をさらに充実させていく。また、2012(平成24)年度の入学試験の後期日程から受験料を大幅に減額改定(一律5,000円)して受験生の経済的負担の軽減を図ることとなったため、この効果を見極めつつ今後の対策をたてていく。

休学者・退学者の管理については、休学や退学を願い出た学生に対しては、教務部・法科大学院事務室だけでなく教員が直接相談に乗り指導に当たる体制を検討する。具体的には、休学・退学にあたり、届出書式の理由の記載方法をより詳細なものに改めるとともに、必要に応じて指導主任教員等が個別に面談し、詳細な事情聴取や相談に応ずる体制を整備することとした。(根拠・参照資料：2012年度第20回法科大学院教授会議事録)

5 学生生活への支援

〔現状の説明〕

学生の心身の健康の保持については、毎年4月に定期健康診断が行われるほか、キャンパス内に、心身の健康に関する相談・支援の機関として、医務室及び学生相談室（カウンセリングセンター内）が設置されている。4月に行われる新入生ガイダンスでは、学生相談室に関するリーフレット（「学生相談室利用案内」）を配布するとともに、5月には「心と体の健康維持」について専門のカウンセラーによる説明の機会を設けている。実際に、下表のように法科大学院学生の学生相談室の相談件数は、毎年150件前後あり、頻繁に利用されている。

学生相談件数一覧（2012(平成24)年度は、10月1日現在の件数）

年度	相談人数	延べ件数
2008	17	157
2009	25	193
2010	16	134
2011	13	122
2012	8	75

このほか、全学的な制度として、指導主任制度があり、指導主任である専任教員が、指導学生からの学習上のみならず学生生活上の相談にも応じている。（根拠・参照資料：「甲南大学学生生活の手びき 2012年度版」19・20・24頁、「学生相談室利用案内」）

ハラスメントへの対応については、全学的な取組みとして、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント）を理解し防止するためのガイドラインを定め、学内に相談窓口を設け、学外の相談窓口（大阪弁護士会〈セクシュアル・ハラスメント無料電話相談〉、神戸市『あすてっぷ KOBE』〈女性のための相談室〉、兵庫労働局雇用均等室〈電話相談〉）とともに学生にその旨の案内をし、さらに「キャンパス・ハラスメント防止対応委員会」（以下、「防止対応委員会」という）を設置して、学内におけるすべてのハラスメントに対応する体制をとっている。「防止対応委員会」は、苦情相談に対する適切な対応を行うだけでなく、講習会の開催及びリーフレット（「甲南大学キャンパス・ハラスメント防止ガイド」）の作成・配布等の事前の予防・啓発活動、ならびに、各種ハラスメントの防止対応体制の制度設計等も行っている。本法科大学院でも、上記リーフレットの配布等により、上記体制の学生への周知を図っている。（根拠・参照資料：「甲南大学学生生活の手びき 2012年度版」21-23頁、「甲南大学キャンパス・ハラスメント防止ガイド」）

学生への経済的支援については、学生の負担を軽減し、少しでも学業を継続しやすい環境をつくるため、甲南学園の基金に基づく学費免除制度、特待生制度及び奨学金制度を設けている。

学費免除制度は、学費（授業料及び施設設備費）の全額を標準修業年限内の在学期間中免除するもので、各入学年度の未修者コースから5名、既修者コースから10名を入学試験の成績に基づき選抜し、対象としている。特待生制度は、標準修業年限内の在学期間中学費の全額を免除し、月額15万円の奨学金を支給するもので、前期募集及び後期募集の各入学試験の合格者の中から、あわせて5名以内で選抜し、対象としている。また、奨学金制度として給付奨学金と貸与奨学金の2種類を設けている。給付奨学金は学習奨励のため、在学する全学生を対象に年額30万円を標準修業年限内で支給するもので（但し、前年度の成績が一定の水準に達していない場合は、次の年度の支給を停止している。）、貸与奨学金（甲南大学法科大学院奨学金）は、経済的な理由により修学が困難な学生に対し、年額60万円（在学

中 180 万円を限度とする) を貸与するものである。

このほか、学外の貸与奨学金制度として、日本学生支援機構奨学金があり、本法科大学院でも、2012(平成 24)年度には、第 1 種(無利子)奨学金 25 名、第 2 種(有利子)奨学金 11 名の配分を受けている。さらに、2011(平成 23)年度より授業料の大幅な引き下げを行い、その結果、たとえば、2011(平成 23)年度以降の入学生については、入学金を除く初年度納付額は、130 万円から 75 万円に変更された。(根拠・参照資料:「甲南大学学生生活の手びき 2012 年度版」29・30 頁、甲南大学法科大学院ホームページ「学費・奨学金」<http://lawschool-konan.jp/>、「甲南大学法科大学院特待生に関する取扱要領」、「甲南大学法科大学院奨学金規程」)

身体障がい者等への配慮については、身体に障がいのある者に対しても受験の機会を確保するため、申し出があった場合には、入学試験に際して特別の配慮をし、必要に応じた措置をとることとなっていることは、「4 学生の受け入れ」において述べた。入学後に身体に障がいのある学生に対して、学習の機会を提供するため、設備面では、全学的な取組みとして、建物施設に、身体障がい者用のスロープ・階段手すり・エレベーター・トイレを設置している。身体に障がいのある学生に対する、ソフト面での対応として、定期試験において特例措置(試験時間の延長)を採用し、適用した例が存在する。(根拠・参照資料: 2012 年度第 16 回法科大学院教授会議事録)

進路についての相談体制については、本法科大学院では、法曹資格を有する多数の実務家教員、みなし専任教員及びアカデミック・アドバイザーが、日常的な学習指導を通じて、学生に対し、法律実務の現場についての情報を提供している。法曹以外の進路変更を検討する学生に対しては、全学的な組織として、キャリアセンターが設置されている。キャリアセンターは、民間企業の就職情報・各種資格試験の受験情報の提供、企業説明会・各種講座の開催、個別の就職相談等を行っており、これらを通じて学生の就職活動をバックアップしている。

特色ある取組みについては、該当なし。

[点検・評価(長所と問題点)]

学生の心身の健康の保持については、本法科大学院と学生相談室との連携が効果を上げていること、指導主任制度やアカデミック・アドバイザーによる学習支援制度が、本法科大学院の学生定員が少ないことともあいまって、学生生活の面でも、きめ細かな指導や相談を可能にしていること等を、長所としてあげることができる。

学生への経済支援については、これまでのところ、希望するすべての学生に対して、学内又は学外の貸与奨学金制度による経済支援が与えられている。また、授業料の引き下げにより、従来よりも学生の経済的負担が大幅に緩和され、経済面において学業に専念できる環境は整っているといえる。

進路についての相談体制については、法曹以外に進路を変更した修了生の就職先の確保について、主として一般学生の就職支援を行うキャリアセンターを通じたものだけで足りるのか、再検討の余地がある。

[将来への取組み・まとめ]

学生の心身の健康の保持については、**休学者・退学者の管理**のところでも述べたとおり、2012(平成 24)年度より面談回数を増やすなど、より一層充実した相談支援体制を整備しつつある。

学生への経済支援については、これまでの施策の効果を検証しつつ、なお足りない部分があるとするならば、必要な措置を講ずる。

進路についての相談体制については、本法科大学院では「在学生・修了生の就職支援」に関する任務を「広報委員会」が負うこととされていることから（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」第8条の8第1項及び第4項第2号）、今後は広報委員会の主導の下において、上記問題に対する必要な措置を組織的に検討する。具体的な施策として、人事コンサルティング会社との業務提携により、法科大学院修了者の特性に合った（法曹以外の進路を含む）組織的な就職支援活動をこれまで以上に充実化させる方向で検討が進められている。（根拠・参照資料：2012年度第19回法科大学院教授会議事録）

6 施設・設備、図書館

〔現状の説明〕

教育形態に即した施設・設備については、法科大学院における教育及び研究目的を達成するため、講義室、演習室などをそれに適した状況に維持すること、そして教員の研究を促進するために研究室などを適切な状況に整備することは、極めて重要な要請である。本法科大学院は、この点について、以下のような状況にある。

法科大学院専用の講義室は、法科大学院棟（12号館）に2室（12021、12031 各講義室：収容人員総数138名）あり、その総面積は324.9㎡である。学生総数は87名であるから、在学生1名当たりの面積は3.7㎡となる。また、法科大学院専用の演習室は法科大学院棟に8室（12081、12082、12091、12092、12093、12101、12102、12103 各演習室：収容人員総数151名）あり、その総面積は411.7㎡である。学生総数は87名であるから、学生1名当たりの面積は4.7㎡である

その他、臨床実務教育関連施設（模擬法廷）が2室（12011 円卓法廷教室、12041 法廷教室）あり、総面積は287.0㎡である。いずれも法科大学院専用であり、収容人員総数は76名である。

また、日刊紙などが配備された学生用の談話室が法科大学院棟の10階に設けてあり、学生は講義・演習あるいは自習の合間に議論ないし懇談の場として有効に活用している。（根拠・参照資料：『法科大学院基礎データ』表19）

自習スペースについては、個々の学生が法律家として要求される広範囲にわたる法的知識を身につけるために講義・演習以外の時間帯を有効に利用できる学習環境を提供するという意味で極めて重要な課題であると考えている。現時点における自習スペースについては、以下のような状況にある（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2012年度版」10-11頁、253頁）。すなわち、法科大学院棟内に学生の自習室は4室（12051、12061、12071、12083）あり、そのすべてが専用である。総面積は626.3㎡である。収容人員総数は220名であるが、現在の学生総数は87名であり、在籍学生1名当たり7.2㎡ということになる。学生はそれぞれ専用の机（1台）とロッカー（1個）を確保しており、授業前、授業間あるいは授業後に学習するための十分なスペースを本法科大学院は提供している。（根拠・参照資料：『法科大学院基礎データ』表19）

また、法科大学院棟外にも、5号館の中に社会科学系の文献・資料をそろえたサイバーライブラリがあり、比較的多くの学生が、ここを利用している。図書館本館にも自習に必要な資料は備えられており、こちらを利用する者もいる。

自習室は6時から24時まで利用可能である。本学の周辺は住宅街であり、比較的治安のよい地域であるが、深夜まで開館している法科大学院棟における学生の安全確保は、学習環境の整備という点では最重要の問題である。本法科大学院では、最善の方策を講じるために、防犯カメラを設置し、授業時間終了後から法科大学院棟閉館時までは警備員が定期的に巡回することになっている。

研究室の整備については、みなし専任教員を除く17名の専任教員にそれぞれ十分な広さの専用の個別研究室（平均22.7㎡）が用意されている。各研究室には、デスクのほか、書棚、PCなど、研究及び授業の準備などに必要な装備が整えられている。研究室は法科大学院棟に隣接する9号館の3階、4階、6階にあり、相談を希望する学生などが事前に法科大学院事務室を通じて許可を得れば、容易に訪れることができるようになっている。そのほか、共同研究室が2室、9号館2階にあり、その面積は平均56.9㎡である。（根拠・参照資料：『法科大学院基礎データ』表21）

情報関連設備及び人的体制については、教員・学生ともに、オンラインでの判例などに関するデータ・

ベース（LLI 統合型法律情報システム、TKC 法科大学院教育研究支援システム（ローライブラリ））が 24 時間利用可能となっている。また、データベースなどの利用に関して問題が生じたときは、法科大学院事務室の担当者が対処することになっている。さらに、より高度な技能を有する者による情報の提供が必要な場合などには、情報教育研究センターの担当者による援助を受けることができるようになっている。さらに、授業科目である「法情報調査」においても、学生はインターネットやデータベースの利用方法、それらを通じた法情報の収集方法について、必要な知識とスキルを身につけることができる。

なお、学生は各自が個人のパソコンを使って常にインターネットに接続できるが、より一層の便宜を図るために、法科大学院棟の 2 階と 3 階にある情報検索室には 10 台のパソコンが設置されている。（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012 年度版」7-10 頁、154-155、253 頁）

身体障がい者等への配慮については、演習室・自習室に関するかぎり、身体障がい者等が利用するうえで特別な問題はない。また、法科大学院棟には 2 基のエレベーターが設置されており、移動に支障はないほか、身体障がい者用のトイレも法科大学院棟 1 階と 5 階に設置されている。（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012 年度版」253 頁）

施設・設備の維持・充実については、学生から要望・提案があれば、積極的にそれを受け止め、施設・設備の改善に取り組む方向で検討が行われている。さらに、個別に教員から提案があれば、必要な機器の導入などについても積極的に対応している。

図書等の整備については、以下のような状況にある。学生は、「ライブラリ」（法科大学院専用図書室）（蔵書数 7,396 冊 [すべて開架図書]、所蔵定期刊行物 26 種類 [すべて日本語]）、図書館（蔵書数 519,215 冊 [開架図書 110,675 冊]、所蔵定期刊行物 10,095 種類 [日本語 6,397 種類、外国語 3,698 種類]）、電子ジャーナル 46,253 種類）、甲南大学 5 号館 3 階の「サイバーライブラリ」（蔵書数 30,135 冊 [すべて開架図書]、所蔵定期刊行物 49 種類 [日本語 48 種類、外国語 1 種類]）を利用できるほか、法科大学院教員の研究室に配架されている図書（4,392 冊）も、図書館を通じて利用の請求を行うことで利用できる。

なお、図書館を経由して、以下のような法律情報データ・ベースを利用できるようになっている。すなわち、Lex/DB インターネット、LexisNexis Academic、Lexis.com、第一法規 D1-Law.com である。これらの中には、学外からも利用できるものがあり、非常に使い勝手がよくなっている。（根拠・参照資料：『法科大学院基礎データ』表 20、「LIBRARY GUIDE 2012」）

開館時間については、以下のようになっている。「ライブラリ」（法科大学院専用図書室）は、法科大学院棟の開館時間中（6 時から 24 時まで）は自由に利用できる。図書館本館については、講義の開講期間・試験期間中は平日 9 時から 21 時まで、土曜日は 9 時から 18 時まで、夏期休業期間は平日 10 時から 16 時までである。一方、「サイバーライブラリ」については、夏休み期間中及び入試期間中の数日の休館日を除き、月曜から土曜日まででは 9 時から 21 時まで、日曜日・祝日は 9 時から 17 時までである。

（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012 年度版」10 頁、「LIBRARY GUIDE 2012」）

国内外の法科大学院等との相互利用については、図書館を通じて、他大学に所蔵されている図書・資料の相互利用制度が確立しており、文献の複写、図書借用、閲覧利用が可能となっている。（根拠・参照資料：「LIBRARY GUIDE 2012」）

特色ある取組みについては、以下のような状況にある。すなわち、学生が使用する専用の机には、すべて情報端末が整備されており、インターネットを通じて、常にデータ・ベースに接続できる環境を確保するなど、最新の情報を確保するための手段を提供することを重視している。また、学習上必要な学

説及び判例などに関する資料の収集については、各学生にコピーカード（一人当たり年間 45,000 円分）を交付し、経済的負担を軽減する措置を講じている。（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイドダンス 2012 年度版」7-11 頁）

〔点検・評価（長所と問題点）〕

図書等の整備については、2008(平成 20)年度「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」において「ライブラリは手狭の感が拭えず、同一校地内に図書館があるとはいえ、法科大学院棟を設けた意味を半減させかねない」との指摘を受けたが、現在のところ十分には対応していない。

身体障がい者等への配慮、**施設・設備の維持・充実**については、2008(平成 20)年度「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」において、身体障がい者などのための施設・設備の整備とその維持と、社会状況などの変化に合わせた施設・設備の充実への配慮について、適時これらについて検討を専門にする委員会の設置が望ましいとの指摘を受けたが、当該委員会は設置していない。

〔将来への取組み・まとめ〕

図書等の整備については、法科大学院棟（12 号館）内に設置された「ライブラリ」の他、同一校地内に（徒歩 3 分以内に）「サイバーライブラリ」と図書館本館があり、一応は学生の勉学上の要求に応じるだけの体制は整っていると考えられる。これまで、蔵書数を拡大するための予算は存在したものの、法科大学院棟内に蔵書を配架するスペースが限られていたことが問題であったが、学生数の減少により法科大学院棟内のスペースに余裕が生まれてきた。これらのスペースを「ライブラリ」の拡充に利用できるか否か、できるとすれば、閲覧スペースの拡大に加えて体系的・計画的にいかなる形で蔵書を増やしていくべきか等について、図書館商議委員会の委員が担当者となって検討に当たり、2013(平成 25)年度中に教授会に報告することとなった。（根拠・参照資料：2012 年度第 20 回法科大学院教授会議事録）

身体障がい者等への配慮、**施設・設備の維持・充実**については、これらの項目に関して問題が生じた場合において教授会全体で迅速かつ適切に対応できるよう体制を整備する。このことによって、本学のような小規模の法科大学院においては十分対応が可能である。

7 事務組織

〔現状の説明〕

適切な事務組織の整備については、3名の専任職員と2名の非常勤職員からなる事務室（法科大学院事務室）が法科大学院棟（12号館）に隣接している9号館2階に設置されており、収容定員の規模に比して適切な人数構成の職員配置となっている。（根拠・参照資料：「甲南学園事務組織図」、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012年度版」255頁）

事務組織と教学組織との関係については、事務室職員は、様々な面において教員の教育・研究活動をサポートしている。具体的には、法科大学院における講義や演習などで使用する教材作成の補助や学生の履修登録手続きの処理、学生の履修に関する学習ガイダンスの作成といった教務関係、各年度の学生募集に関する説明会の実施計画案作成やホームページの作成・更新といった広報関係、さらには研究成果の公表としての紀要（「甲南法務研究」）作成についても教員と緊密な連携・協力関係を維持しながら進めている。

事務組織の役割については、事務室職員の業務として、日常の定型業務を単年度のサイクルとしてこなすのではなく、中・長期的な展望を職員が教員とともに共有し、必要な政策作りとその実現に向け積極的に計画を推進している。具体的には、法科大学院の予算作成にあたっては、年間の事業計画案を法科大学院長と共に作成し、それに基づき事務室において編成を行っている。また、入試広報についても新たな広報手段の提案や広告媒体への掲出の年間計画案の策定等様々な提案を行い、その実現の過程で、学園・大学当局との折衝にも同席し、企画内容の説明等を担当するなど計画達成に向けて積極的に関与している。さらに、法科大学院の主催する各種シンポジウム等の支援も行っている。

事務組織の機能強化のための取組みについては、定期的に行われている職員研修が挙げられる。これは、職位・職階別に年に数回実施され、大学職員として必要な知識の吸収と能力向上を図る機会となっている。また、学外の機関が主催する様々な研修会にも、参加の機会が設けられている。さらには、学園が推奨する自己研修のための講座も多く用意されており、職員個人の判断によって適宜受講することができる。大学における管理運営ならびに教育・研究活動の支援体制をより強固かつ効率的なものとするためには、事務室の機能向上を図ることが必須であると認識し、大学全体での研修や学外研修への参加、事務室内での学習会及び自己研修など様々な取組みを実行し、知識の吸収と情報収集に努めている。（根拠・参照資料：「甲南学園専任職員研修運営内規」）

特色ある取組みについては、該当なし。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

事務組織の機能強化のための取組みについては、本法科大学院事務室では、法科大学院における教務関係をはじめ、学生生活関係などさまざまな領域にわたる業務を担当しており、また、本法科大学院は学生の状況を把握するのに適当な規模であるため、個々の学生と密接な関係を維持しながら、学生に対する学習支援が可能となっている点は長所である。学生と日常的に接する機会が多いため、学生対応に関する能力を磨くことが不可欠であると認識し、「全国学生相談研修会」をはじめとする各種研修会への参加や、学内研修等を積極的に受講し、スキルアップに努めている。

〔将来への取組み・まとめ〕

事務組織の機能強化のための取組みについては、職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のた

めの取組みについては、今後の法曹養成教育のあり方を巡る流動的な事態が予想される中、適確な情報収集、情勢分析を行う能力の向上をめざし研修等を企画していく。

8 管理運営

〔現状の説明〕

管理運営体制等については、法科大学院の管理運営に関する規程等の整備に関して、以下のものが制定されている。

- ①「甲南大学大学院学則」（1964(昭和 39)年 3 月 31 日認可)
- ②「甲南大学運営機構に関する規程」（1990(平成 2)年 3 月 30 日理事会制定)
- ③「甲南大学専門職大学院規則」（2003(平成 15)年 11 月 27 日認可)
- ④「甲南大学法科大学院規則」（2003(平成 15)年 11 月 27 日認可)
- ⑤「甲南大学法科大学院教授会規程」（2004(平成 16)年 6 月 12 日大学会議制定)
- ⑥「甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」（2003(平成 15)年 6 月 12 日大学会議制定)

(根拠・参照資料：「甲南大学大学院学則」、「甲南大学運営機構に関する規程」、「甲南大学専門職大学院規則」、「甲南大学法科大学院規則」、「甲南大学法科大学院教授会規程」、「甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」)(評価の視点 8-1)

教学及びその他重要事項に関する専任教員の決定の尊重については、法科大学院の管理運営に関する事項を審議するために法科大学院教授会が設置されている(「甲南大学法科大学院規則」第 7 条第 1 項)。法科大学院教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教で構成され(「甲南大学法科大学院教授会規程」第 2 条)、法科大学院長候補者を選出し(同規程第 3 条第 1 項)、法科大学院長が教授会を招集し、議長となる(同規程第 4 条第 1 項)。法科大学院教授会の審議決定事項は、人事、教育、カリキュラム及び研究に関する事項、入学者選抜、修了認定、学籍、学生の賞罰、その他必要な事項等である(同規程第 6 条)。教授会の下に各種委員会が組織され、内規も整備されている。なお、2008(平成 20)年度「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」において、みなし専任教員(実務家であって専任教員として着任している教員)について、議決に加わる義務がある事項を教学事項に限った規定にしているのは、専任教員組織の決定の尊重の点で重大な問題があるとの指摘を受けていたが、その後、みなし専任教員も事項を限ることなく教授会構成員たる権限と責務を負うものとする規程改正を行い、2009(平成 21)年 2 月 19 日付で施行している。(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」、「甲南大学法科大学院教授会規程」)(評価の視点 8-2)

法科大学院固有の専任教員組織の長の任免については、法科大学院に法科大学院長(法学研究科長)が置かれ、法科大学院長候補者の選出等に関する規程が別に定められている(「甲南大学法科大学院規則」第 8 条及びこれに基づく「甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」)。法科大学院長の候補者は法科大学院所属の専任教授とし(「甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」第 3 条)、選挙権者は教授会構成員とする(同規程第 4 条)。法科大学院長候補者の選出は選挙により行い(同規程第 5 条第 1 項)、その方法は、単記無記名投票により、選挙権者の 3 分の 2 以上が投票し、その過半数の票を得た者を法科大学院長候補者とするのを原則とする(同規程第 5 条第 1 項及び第 2 項)。法科大学院長(法学研究科長)の選考は、「甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」に従い、学長が行い、理事長に推薦し、理事長が学園名で「補」する(「甲南大学運営機構に関する規程」第 7 条の 3)。また、本法科大学院には院長代理が置かれている。院長代理は、法科大学院長が法科大学院教員のうちから候補者を教授会へ推薦し(「甲南大学法科大学院教授会規程」第 3 条第 3 項)、教授会の承認を得て選出されるもので、法科大学院長がその職務を遂行できない場合に代行することができる(同規程第 3 条第 4 項)。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」、「甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」、「甲南大学

運営機構に関する規程」、「甲南大学法科大学院教授会規程」)

関係学部・研究科等との連携については、法科大学院と関係する主たる学部として、法学部がある。本法科大学院と法学部との間では、毎年7月頃から9月頃にかけて、連絡協議会を開催し、次年度の教務内容について調整を図っている。具体的には、例年、法学部の専任教員が担当している科目として「国際人権法」「刑事政策」「環境法」が、法科大学院の専任教員が法学部の授業科目を兼担しているものとしては、「知的財産法Ⅰ・Ⅱ」「経済法Ⅰ・Ⅱ」「刑法各論Ⅱ」「憲法Ⅲ」「行政法総論Ⅰ」「相続法」「2年次演習」などがある。さらに、法科大学院の開講科目のうち、経済学部の専任教員が担当している科目に「ミクロ経済・ゲーム論」があり、マネジメント創造学部の科目である「ビジネススキルⅣ」「法と政治」を法科大学院専任教員が担当している。(根拠・参照資料:「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2012年度版」60頁、2012年度第13・15回法科大学院教授会議事録)

また、本法科大学院の附属機関として、「企業法務研究所」が設置されている(「甲南大学法科大学院規則」第8条の10)。この研究所の目的は、「先端的な企業法務の研究を行い、その成果を法科大学院の教育に還元するとともに、法学理論と実務の現場の架橋を行い、企業及び法曹のニーズに応える企業法務研究の拠点を構築すること」にある(「甲南大学法科大学院企業法務研究所内規」第2条)。所長と主任研究員が置かれており、いずれも法科大学院の教員が就任している。開設以来、シンポジウム・セミナー・研究会を開催しており、直近では、企業法務シンポジウム「企業法務のグローバル化と法科大学院の役割」(2013(平成25)年2月26日)を企画・運営している。

財政基盤の確保については、本法科大学院の2012(平成24)年度予算(人件費を除く。)として126,945千円が計上されている。内訳は、教育研究経費支出117,106千円、管理経費支出7,009千円、設備関係支出2,830千円で、財源は、学生からの納付金により賄われているが、法科大学院独自で収支のバランスをとることは困難であり、甲南学園の戦略的事業として位置づけることにより、学園全体の予算の中でこの金額が配分され、法科大学院の運営がなされている。(根拠・参照資料:「2012年度法科大学院予算書」)

特色ある取組みについては、該当なし。

〔点検・評価(長所と問題点)〕

管理運営体制等については、近年は各種委員会の活動が活性化されてきたものの、依然として重要な諸問題が各種委員会を経ずに教授会の議案となり、十分に議論が詰められてこなかったきらいがある。今後、各種委員会が適時にかつ効率的に問題に対応していく体制を整備する必要がある。とりわけ、重要な委員会である「人事政策・カリキュラム検討委員会」(「甲南大学法科大学院規則」第8条の2・第8条の4)については、人事政策とカリキュラム検討を同一の委員会の職掌としていることは、委員会が効果的に活動するにあたってはひとつの委員会に多くの問題処理が集中して機能不全に陥る危険が認められる。

〔将来への取組み・まとめ〕

管理運営体制等については、「人事政策・カリキュラム検討委員会」における人事政策担当とカリキュラム検討担当については、2012(平成24)年度より、同委員会内部において人事政策担当とカリキュラム検討担当に職務分担を行ったが、2013(平成25)年度からは「人事政策委員会」及び「教務委員会」に規程上も分離を明確にすることが決定された。(根拠・参照資料:2012年度第14回法科大学院教授会議事録)

9 点検・評価等

[現状の説明]

自己点検・評価については、「甲南大学専門職大学院自己点検・評価規程」第3条に基づき設置された、「自己点検・評価委員会」が中心となって、現在自己点検・評価作業を行っている。2008(平成20)年度に自己点検・評価報告書を作成し、大学基準協会を認証評価機関として第一回目の認証評価を受けた後に、2011(平成23)年度には大学基準協会の評価項目を基礎として、関係する各委員会の構成員に点検項目の検討及び報告書の作成を依頼し、提出された報告書について「自己点検・評価委員会」が精査を行い、そのうえで最終的な報告書を教授会に提出し、教授会での検討・承認を経て公表するという手続をとった(「2011年度自己点検・評価報告書」)。この過程で明らかになった様々な問題点については、各種委員会において検討がなされ、すでに必要な改善策が取られたか、あるいは改善策の策定作業中である。(評価の視点 9-1)

自己点検・評価の結果を広く公表しているかについては、甲南大学法科大学院ホームページに「点検・評価」の項目を置き、「2008年度自己点検・評価報告書」、「2008(平成20)年度実施 甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」、「改善計画書」(2009(平成21)年4月6日教授会承認)、「2011年度自己点検・評価報告書」などが閲覧できるようになっている。(評価の視点 9-2)

評価結果等に基づく改善・向上については、まず、2008(平成20)年度自己点検・評価において明らかになった問題点及び認証評価で指摘された問題点への対応は、今日と異なり当時は教授会と委員会の役割分担が必ずしも明確ではなかったため、主として教授会の場で対応を検討し具体的な改善策を取ることとした。これに対して、2011(平成23)年度の自己点検・評価においては、2008(平成20)年度の認証評価結果を踏まえて規程上、委員会の役割が明らかとなり各種委員会が主体的に課題に取り組み、必要があれば、検討に当たる委員会等を「自己点検・評価委員会」が割り振って問題への対応を求めた。その結果、諸課題について委員会の策定した改善策が教授会で決定され、問題が解消されていった。懸案の処理については、「自己点検・評価委員会」により随時フォローアップ作業が行われている。(評価の視点 9-3)

認証評価機関等からの指摘事項に対し、適切に対応しているか、については、以下のとおりである。

(1) 2008(平成20)年度実施 甲南大学法科大学院に対する認証評価結果

2008(平成20)年度実施 甲南大学法科大学院に対する認証評価結果	<p>1 教育内容・方法などについて</p> <p>【勧告】</p> <p>1) エクスターンシップの制度が変更され、座学中心型のクラスに受講者の多数が集中しているため、その制度設計や講座の内容等に、実務実習科目としての実態が損なわれないよう工夫されたい。また、エクスターンシップ実施後の体験報告会を開催するなどにより、実務体験の共有化をはかり、守秘義務違反に関する法科大学院固有の規程を整備することが必要である(評価の視点 2-9、2-10)。</p> <p>2) 貴法科大学院が設定する講義形式における法律基本科目および法律実務基礎科目の適正学生数 60名は、2007年(平成19)年度には75名、93名、81名と適正学生数を大幅に超過した人数となっていた事態を考慮すると、クラス分割、また適正学生数の設定自体の見直しを行う必要があり、改善に向けた取り組みが強く求められる(評価の視点 2-23、2-24)。</p>
------------------------------------	---

3) 成績評価において、出席点を考慮要素とするのは妥当でなく、文字通りの「授業参加態度」として運用する必要がある。また、相対評価の実際の運用結果として、成績評価基準の設定方針に反する答案が見られるほか、「可」と「不可」の基準が教員の裁量に委ねられている現状は、厳格な成績評価という点で問題があり、改善を要する。成績開示の方法も含め、FD等を通じて成績評価における教員間の共通認識の形成から着手すべきである(評価の視点 2-25、2-26)。

4) FD体制について、自己点検・評価の一環として行っているのは、FDについての基本的認識に問題があり、委員会の設置など、組織的に取組む体制作りを強く求める(評価の視点 2-23、2-33)。

【問題点】

1) 展開・先端科目におけるパッケージ科目については、特定の分野の学習を深める効果が期待できるものの、学生の科目選択の幅を狭めることも勘案すると、その再検討が望ましい(評価の視点 2-1)。

2) 展開・先端科目の「公法特論」「民事法特論」「刑事法特論」については、その性格を明らかにしたうえで、授業内容および配置科目群の見直しが必要である(評価の視点 2-1)。

3) 模擬裁判、法情報調査、法文書作成に関して、その位置づけと意義について法科大学院としての共通認識を形成するとともに、独立科目として設置することや時間数の増加も含めて、見直す必要がある(評価の視点 2-6、2-7)。

4) 法学既修者に対する入学前教育が新司法試験検討会だけであり、法科大学院入学前の導入教育として適切な内容ではないため、内容の再検討が必要である。また、入学前教育を外部の弁護士に委ねる場合、法科大学院として内容を把握し、その運営を確認する体制をとることが必要である(評価の視点 2-16)。

5) アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタントについては、自主ゼミにおいて、若手弁護士を中心に貴法科大学院独自の特別講師を採用して学習支援をしているにとどまる。また、特別講師として任用しながら、学習支援内容を把握していない体制は問題である(評価の視点 2-18)。

6) 双方向・多方向授業の実施がなされていない科目が見受けられ、双方向・多方向授業を行う工夫が求められる。また、授業アンケートにおいてもこの点に関する評価項目が存在しないことは問題である(評価の視点 2-21)。

2 学生の受け入れ

【勧告】

1) 入学試験における合格者の選考方法・選考基準について、「入学試験要項」に「コース別に試験結果及び出願書類により、総合的に選考します」と記載があるのみで、「試験結果」と「出願書類」の点数の配分、「出願書類」のなかのどのような項目・資料が選考の対象となり、どの程度の点数配分になるのか、適性試験の配点割合など、配点準備および選考基準(総合評価)の内容が全く明らかにされていない。さらに、外国語の能力を重視されているようであるが、これと法科大学院選抜との関係をどのように評価するのか等、その評価基準が明らかでなく、その配点基準も公表されていない。

2) 法学未修者コースの論文試験の題材として、法律の「条文」や「判例」の文章を使用することは、その設問の趣旨が文章の読解力や要点の把握力を見るものであるとしても、このような法律関係文書を読み慣れた者と初めて目にする者との間で差が生じうることを否定できず、出題自体が法学未修者コースの論文試験としては不適切である。非法学部出身者が不利にならない論文試験の題材の選定が必要である（評価の視点 4-2）。

3) 入学試験の際の出願書類について、法学未修者コースの受験生についても、「旧司法試験第2次試験の成績を証明する資料」の提出が可能とされており、その資料を法学未修者の入学試験における評価の対象に入れているのは、法律の素養・修得の度合いを法学未修者コースの選考基準の一要素として扱うことになるため問題である。法学未修者コースの受験生から上記資料の提出を受けないように、入試制度の変更と「入学試験要項」の記載の変更が必要である（評価の視点 4-2）。

【問題点】

1) 勧告として指摘しているように、入学試験の配点基準等の事前開示や試験科目の設定・出題に関して多くの重大な問題があることから、入学試験を含む学生の受け入れのあり方に関して継続的に検証するシステムの構築が望まれる（評価の視点 4-10）。

3 施設・設備、図書館

【問題点】

法科大学院棟におけるロー・ライブラリは、大学全体の図書館が充実しているとはいえ、その規模において、法科大学院棟を設けた意味を半減するものと評価される。したがって改善を検討することが望まれる（評価の視点 6-2）。

4 管理運営

【勧告】

みなし専任教員は、カリキュラムに関する事項の審議決定以外について、教授会の構成員として扱われておらず、みなし専任教員の法科大学院における役割を考えると、こうした取扱いは平成15年文部科学省告示第53号等の法令を引き合いに出すまでもなく、妥当でなく、改善することが求められる（評価の視点 8-2）。

5 点検・評価等

【問題点】

自己点検・評価を行うにあたって、法科大学院全体として会議体で討論するなど、教員全体の情報共有により、どのような問題が指摘され、なぜ指摘されるのか、また、そうした問題に今後どのように取り組むかということについて、まとまった資料がない。また、データに間違いがみられ、その誤ったデータに基づいての自己点検・評価がなされている点は問題がある。今後の自己点検・評価の際において以上の点で改善が求められる（評価の視点 9-1）。

6 情報公開・説明責任

【問題点】

「甲南大学学則」に基づき情報公開に努めているものの、情報公開についての規程が十分整備されておらず、情報公開に関連する規程の整備が望まれる（評価の視点 10-2）。

	<p>7 その他</p> <p>教員人事</p> <p>「専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮」(3-11)について、『計画的に進めている』という内容が具体的に示されていない。</p>
--	--

(2)2009(平成 21)年 4 月 6 日「改善報告計画書」の教授会承認と公表

<p>2009 年 4 月 6 日 承認改善計画書</p>	<p>1 教育内容・方法など</p> <p>【勧告】</p> <p>1) エクスターン科目としては「弁護士実務」のみ残す。大阪、兵庫各弁護士会の協力を得て充実した実務導入教育を実施する。座学コースは別科目として開設する。ビジネスローに強いローヤー養成という本学法科大学院の理念に沿い、企業法務を軸に実践的実務的諸問題を学ぶものとする。そのうえで、守秘義務違反に関する懲罰手続などを定めた。</p> <p>2) 2009 年度履修者数が 50 名を相当程度超える場合は、クラスを分割する。なお、勧告の対象となった各科目（「統治機構」、「行政法」、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ(B)」）については、2009 年度は履修者数が 50 名以下又は若干超える程度となったため、開講は 1 クラスとする。</p> <p>3) 成績評価については、以下の方策を講じる。100 点満点で 60 点以上を合格とする。成績は到達度確認のための中間試験と定期試験及び平常点によって評価することとする。なお、それぞれの割合を「3 : 6 : 1」とし、平常点の内容は、復習のための小テストやレポートなどとし、各担当教員が決定する。各講義とも 5 分の 1 回分の欠席があった場合、原則として定期試験の受験資格を認めないものとする（なお、出席自体は従前より成績評価の対象とはしていなかったが、授業参加態度（授業での発言、予習、復習）が出席点と同一のものであるような誤解を学生に与えかねないことから、かかる成果を到達度確認試験で評価するものとする）。さらに、下記のように、FD 委員会を設置することとした。</p> <p>4) 法科大学院内に FD 委員会を設置し、FD 活動が組織的・継続的に実行されるよう取り組みを進める。</p> <p>【問題点】</p> <p>1) 展開・先端科目におけるパッケージ科目については、以下の対策を講じる。現在学習ガイダンスに記載している履修方法等について、将来の法律家としてのキャリアを考えて選択する旨記載する。展開・先端科目群において修了に必要な単位数は従前どおり 20 単位とする。うち、5 つのビジネス関連法の中の一つの分野について、講義と演習をセットで履修するものとする。その場合、総単位数は最大でも 10 単位である（知的財産権法・経済法・国際私法）。残る 10 単位について、自由に科目を選択できるものとする。本法科大学院の基本理念に照らして、ビジネスに対応できるローヤーの基礎力を段階的・重層的に養成する必要上、5 つのビジネス関連法分野について、その中から一つの分野を選択し、講義と演習の連続的な履修をすることを修了要件に組み込む。</p>
-----------------------------------	---

(なお、この点に関しては、その後展開・先端科目群において修了に必要な単位数は14単位に引き下げている。)

2) 「公法特論」については、担当者・講義内容に即して法律基本科目群に移す。また、「民事法特論」「刑事法特論」は、「展開・先端科目」に相応しい内容として開講する。

3) 模擬裁判：法律実務基礎科目群に検察官教官が担当する「刑事模擬裁判」を開講する。また、「刑事実務の基礎」においても、一定のコマ数をこれに充てる。

法情報調査：各分野ごとに1コマ分コンテンツのある課題を提供する。

法文書作成：各分野ごとに2～3コマを充てるものとしその内容をさらに検討する。

4)

【内容についての改善】法学既修者に対する講座の内容については、本学期末テストの問題等も使用し、新司法試験過去問の検討のみを対象としない。

【指導体制の改善】自主ゼミ担当教員による内容のチェックを適宜行う。専任教員による参観等を実施する。

5)

(1) 【学習指導について】

複数担任制を導入し、専任教員が全体として学習指導を行うシステムの強化を図る。

また、成績不良者へも、担任によるより細やかな指導を引き続き実施する。

(2) 【アカデミック・アドバイザー及びティーチング・アシスタントについて】

これらの体制については、今後検討していく。

(3) 【自主ゼミの運営・改善について】

・以上の学習指導とは全く別に、院生と弁護士などによる自主的な学習の場として引き続き自主ゼミを開設する。

・ただし、自主ゼミ担当教員及び自主ゼミ講師とのミーティングを開催して内容のチェックを行う。専任教員によるゼミの参観を実施する。なお、自主ゼミは、院生の任意参加であり、かつ内容も院生の希望を反映したものであるため、実質的な授業コマ数の増加にはあたらないものであることを院生、教員双方が十分に認識理解するように努める。

・演習系科目で行っているような事例問題の検討(起案・添削・講評)を双方向のやりとりをも取り入れつつ行う。

単なる受験対策とならないようにするため、従前から確認されている以下3項目の自主ゼミ運用方針について、再確認し、内容の徹底と改善を図る。

(運用方針) ←獲得目標

①法曹としての実務に必要な専門的な法知識を修得しているか否かを、双方向的・多方向的な討論を通じて確認すること

②事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論・表現の能力等を修得するために、具体的な事案について、双方向的・多方向的な討論を行い、又は、法的文書を作成し、その検討を行うこと

③法曹に対する理解を深めるとともに、法曹としての責任感及び倫理観を涵養するために、特別講師に実務における経験等について語ってもらうこと

6) 講義科目についても、双方向・多方向を取り入れるような工夫をする旨、教授会

で確認した。演習科目については、従来どおり双方向・多方向の授業を行うが、その内容については、更なる工夫・改善に取り組む。

授業アンケートの評価項目として追加する。

2 学生の受け入れ

【勧告】

1) 入学試験に関連する項目

(1) 未修者・既修者に共通する改善策として、

・試験の実施について「入学試験実施委員会」を設けて適正な入試実施を統括する。
また、別に下記のように「入学試験検証委員会」を設ける。

・出願書類、科目試験の点数等全ての要素を点数化し、合否判定を行う。

・各配点については、これを公表する。

・適性試験については、30点に満たない者は、不合格とすることがあり得るとする。

(2) 既修者についての改善策として

・専門論文試験6科目の各科目配点と適性試験の配点をそれぞれ100点とし、合計700点満点で判定を行う。

(3) 未修者試験に関する改善策として

・小論文150点、適性試験100点、各種要素(学部成績、学位、職務経歴、国家資格、社会的に有益な活動等、外国語能力)50点の合計300点満点で点数化し、判定を行う。

・特に、未修者試験の出題にあたっては、法学的知識に関わりのないものを題材とする。

・出題内容点検のため、出題委員による作問後、その内容を委員会を設けてチェックする。

・未修者コース受験生の出願書類から、「旧司法試験の成績」を削除する。

【問題点】

入学試験を検証するシステムとして、「入学試験検証委員会」を設置し、毎年度の入学試験終了後検証を行い、その結果について教授会に報告し、改善を図る。

3 施設設備・図書館

【問題点】

現段階では、建物増築は難しい。今後、スペースの有効活用や、インターネットを使用した文献検索を推奨していく。

4 管理運営

【勧告】

「甲南大学法科大学院教授会規程」を改正し、みなし専任教員の権限を限定していた項目を削除した。

5 点検・評価等

【問題点】

・「FD委員会」並びに「自己点検・評価委員会」を設置し、問題の整理・改善について検討したのち、教授会に提案する。

・それをうけ、従来と同様教授会において教員全員で情報を共有し、問題の解決を検討議論し、これを各講義の改善につなげるものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・授業アンケートの自由記載に対する対応については文書にて院生が閲覧するシステムを継続する。 ・特に問題のある投書などについては、新設するFD委員会が調査などを担当し必要な措置を教授会に提案する。 <p>6 情報公開・説明責任</p> <p>【問題点】</p> <p>「甲南大学法科大学院規則」を変更し、情報公開に関する内容を規定した。</p> <p>7 その他</p> <p>教員人事については、従来の人事採用に関する基本計画、基本方針を文書化し、教授会で再度検討した上で、確認を行った。</p> <p>また、指摘されていなかった修了要件について、以下の改革を行うことにした。すなわち、課程修了要件の厳格化を図る。修了要件として、94単位以上の修得と別に、GPAが一定水準以上であることを加える。これに伴い、成績不良科目の再履修制度を導入する。但し、再試験は従前どおり行わないものとする。</p>
--	---

(3)2009(平成 21)年度中央教育審議会法科大学院特別委員会第3ワーキング・グループの「フォローアップ」

特段指摘は受けていない。

(4)2011(平成 23)年度以後の改善点

上述したように、2011(平成 23)年度に本法科大学院独自の自己点検・評価を行い、その過程において、【問題点】のうち、(2)の改善計画書において対応が不十分であると認められた点などが改められた。

【教育内容・方法等の問題点】

1)については、現在、学生の科目選択の自由を狭めない形で(たとえば、展開・先端科目群の最低1つ履修することを修了要件から外すこと)検討が進められている(本報告書8頁参照)。

2)については、「民事法特論」「刑事法特論」の内容を、展開・先端科目にふさわしいものに改めたことに加えて、その名称をそれぞれ「消費者法」「情報社会と法」に改めることとした(本報告書4頁参照)。

3)については、刑事模擬裁判に加えて、民事模擬裁判についても、「民事裁判実務」の中で扱うこととした。「法情報調査」及び「法文書作成」について、それぞれ1単位の必修科目として新たに設置した(本報告書7頁参照)。

4)については、入学前の学習指導のすべてを本法科大学院の教員が担当することに改め、教育内容についても主として基本科目を中心として法律学の基礎的な内容を教授することとした(本報告書10頁参照)。

5)については、アカデミック・アドバイザー(A. A.)を本法科大学院を修了した法曹のみとして、すべてのアカデミック・アドバイザーは特定科目の学習支援担当として、当該科目担当の教員が教育方法・教育内容等をチェックしている。また、学習支援の内容が過度な司法試験対応とならないために、教授会がガイドラインを定めてアカデミック・アドバイザーに注意を促している(本報告書10-11頁参照)。(評価の視点9-4)

特色ある取組みについては、該当なし。

[点検・評価(長所と問題点)]

自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会」を中心とした自己点検・評価のための組織体制は整備されているといえるが、認証評価を受ける5年ごとの自己点検・評価とは別に、本法科大学院が独自に行う自己点検・評価については、随時行うこととされており、直近では2011(平成23)年度に自己点検・評価を行っている。おおむね、5年以内に1度行うという点では合意があるが、より厳密に定期的に行うことにすべきかは検討してみる必要がある。また、自己点検・評価において明らかとなった問題は、各種委員会において対応することとされているが、すべての問題に対して迅速に対応できているとは、必ずしもいえない。

[将来への取組み・まとめ]

自己点検・評価については、本法科大学院独自の自己点検・評価作業の実施時期について、認証評価と同じ5年に1回とすることが決定された。これにより、本法科大学院は2年～3年ごとに自己点検・評価作業を行うことになる。毎年実施すべきであるとの考え方もあったが、本法科大学院においては、自己点検・評価の成果を組織改善につなげるプロセスに問題があると考えられるので、当面はそちらに注力することが必要であり、これが改善されたことを確認した後に自己点検・評価の実施間隔も見直すこととされた。かかる認識から、「自己点検・評価委員会」は、組織改善の取組み状況を半期ごとに洗い出して教授会で報告するとともに、各種委員会や教授会に早期の取組みを促す等の役割を担うことが決定された。かかる自己点検・評価作業による組織改善の取組状況について、包括的な自己点検・評価報告書とは別に、(名称はともかくとして)簡易化された自己点検・評価報告書として対外的に公表することも検討する。(根拠・参照資料：2012年度第19回法科大学院教授会議事録、2012年度第20回法科大学院教授会議事録)

10 情報公開・説明責任

〔現状の説明〕

情報公開・説明責任については、本法科大学院は独自のホームページにおいて、本学が法科大学院を設ける際に掲げた理念を明確にしているほか、カリキュラム及び教育方法（各年度のシラバスについてもホームページから検索できるようになっている。）、各講義及び演習の具体的内容、学習指導と担当する教員、入試（入学者選抜の基準・方法、志願者数、志願倍率、受験者数、合格者数、入学者数、配点基準、適性試験の平均点・最低点等）、標準修業年限、成績評価、進級率、課程の修了、収容定員、在籍者数、学費・奨学金、施設・設備など、本法科大学院に関する基本的な情報を可能な限り掲載し、本法科大学院への進学を希望する者のみならず、社会一般に対して広く公開する方針をとっている。また、ホームページ上では本法科大学院の修了生で、法曹資格を取得した者あるいは企業に就職して法科大学院で得られた知識や経験を活かしている者に体験談や現在の活動について語ってもらい、本法科大学院についてより具体的なイメージをつかめるように工夫している。さらに、教員に関しては、その担当科目のみならず、研究領域及び最近の業績を明らかにし、どのような問題について関心をもっているかについても、法科大学院のホームページ等で情報を提供している。大学案内、とりわけ法科大学院のパンフレットといった紙媒体では、本法科大学院の教育理念や目標をより具体的に理解してもらえるように、詳細な説明がなされている。さらに、現実に本法科大学院で学ぶ学生や修了後に司法試験に合格した者の体験談などを紹介し、より具体的なイメージを提供できるように工夫している。なお、パンフレットは、学内外で開催される法科大学院説明会などの際に必ず配布している。また、本法科大学院の見学を希望する者には、原則として、講義の参観を認めており、本法科大学院における実際の教育の一端に触れる機会を与えているほか、学内で行われる法科大学院の説明会の際には、法科大学院棟内を見学できる機会を設けている。（根拠・参照資料：甲南大学法科大学院ホームページ <http://lawschool-konan.jp/>、甲南大学法科大学院パンフレット）（**評価の視点 10-1**）

学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は整備されているかについては、2008（平成20）年度「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」において、全学の情報公開規程の不備等を指摘されていたが、本法科大学院独自の取組みとして、法科大学院規則において3名の教員によって構成される「情報公開委員会」の設置を明記する（「甲南大学法科大学院規則」第8条の2）とともに、情報公開の要請に迅速に対応するための体制を整えた（「甲南大学法科大学院規則」第11章、「情報公開委員会内規」）。個別に情報公開の要請がなされれば、まず「情報公開委員会」でその可否を判断し、その判断について教授会が承認を与えることにしている。これまでのところ、入試成績に関する情報開示の要請が数件なされており、本法科大学院が保持している情報であれば、第三者のプライバシーにかかわるものを除いては、受験した者に対しては、基本的に開示する方向で運用している。（**評価の視点 10-2**）

現在実施している情報公開は、説明責任の役割を適切に果たしているかについては、今までの運用には概ね問題がないと考えている。（**評価の視点 10-3**）

特色ある取組みについては、該当なし。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

情報公開・説明責任については、学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は整備に関して、法科大学院独自の情報公開に関する規程は整備されたものの、それらは法科大学院の運営に関する文書一般について定めているものである（「甲南大学法科大学院規則」第46条）。これまで、当該規

定に基づき開示の申立てがあったのは、入試の成績開示請求が最も多い。多くの大学が、開示内容、申請手続き、請求期間などについて定めていることと比較すると、本法科大学院のように入試情報に関する情報開示請求が、一般的な情報開示規定を根拠に行われ、個別に対応するのは異例ともいえる。また、入試成績の開示請求ができることは、法科大学院パンフレットの最終ページに「入学試験の成績については、情報開示の申立ができます。」とあるのみで、受験生に対する周知方法としては、不十分といわざるをえない。成績開示を請求する受験生の便宜の点からも、開示内容、申請手続き、請求期間等については、申請書式を定める等して定型的に対応する方が望ましい。

〔将来への取組み・まとめ〕

情報公開・説明責任については、入試成績開示の情報公開、成績開示の手続き等入試の成績開示の在り方について、「情報公開委員会」において検討のうえ、**2014(平成 26)年度入試**から対応できるよう、所要の措置を教授会に提案することが合意された。(根拠・参照資料：2012年度第19回法科大学院教授会議事録)

〈終章〉

本法科大学院は、前回の認証評価の後から各項目の評価の視点レベルⅠ、レベルⅡのすべてにおいて、基準を満たすことができるように継続的に組織改善作業を行ってきた。もちろん、若干の改善すべき点が残されていることは否定できないし、今回の認証評価においても、なんらかの指摘を受けることがあろうかと思う。しかし、それらの指摘も真摯に受け止めて、さらなる組織改善に取り組むつもりである。また、問題点が指摘されなかったとしても、現状に満足することなく、不断に組織改善に取り組んでいく所存である。いずれにせよ、このような点検作業そのものを通じて、本法科大学院の置かれた状況や問題の所在、取り組むべき課題について、教職員間で認識を深めることができたことは大きな成果といえる。

本学は、旧司法試験時代に合格実績のある他大学と異なり、卒業生で法曹資格を持つ者の数が極めて少なかった。しかし、前回認証評価時に予想した通り、2013(平成25)年度には、本法科大学院を修了し、法曹資格を得る者の数は、ほぼ3桁に達することが確実となっている。これも、前回の認証評価で予想したように、「法曹資格を持つとともに、本法科大学院に愛着を持つ修了生」により、「本法科大学院の教育や運営を多方面においてサポートしてくれる集団」が形成されつつある。

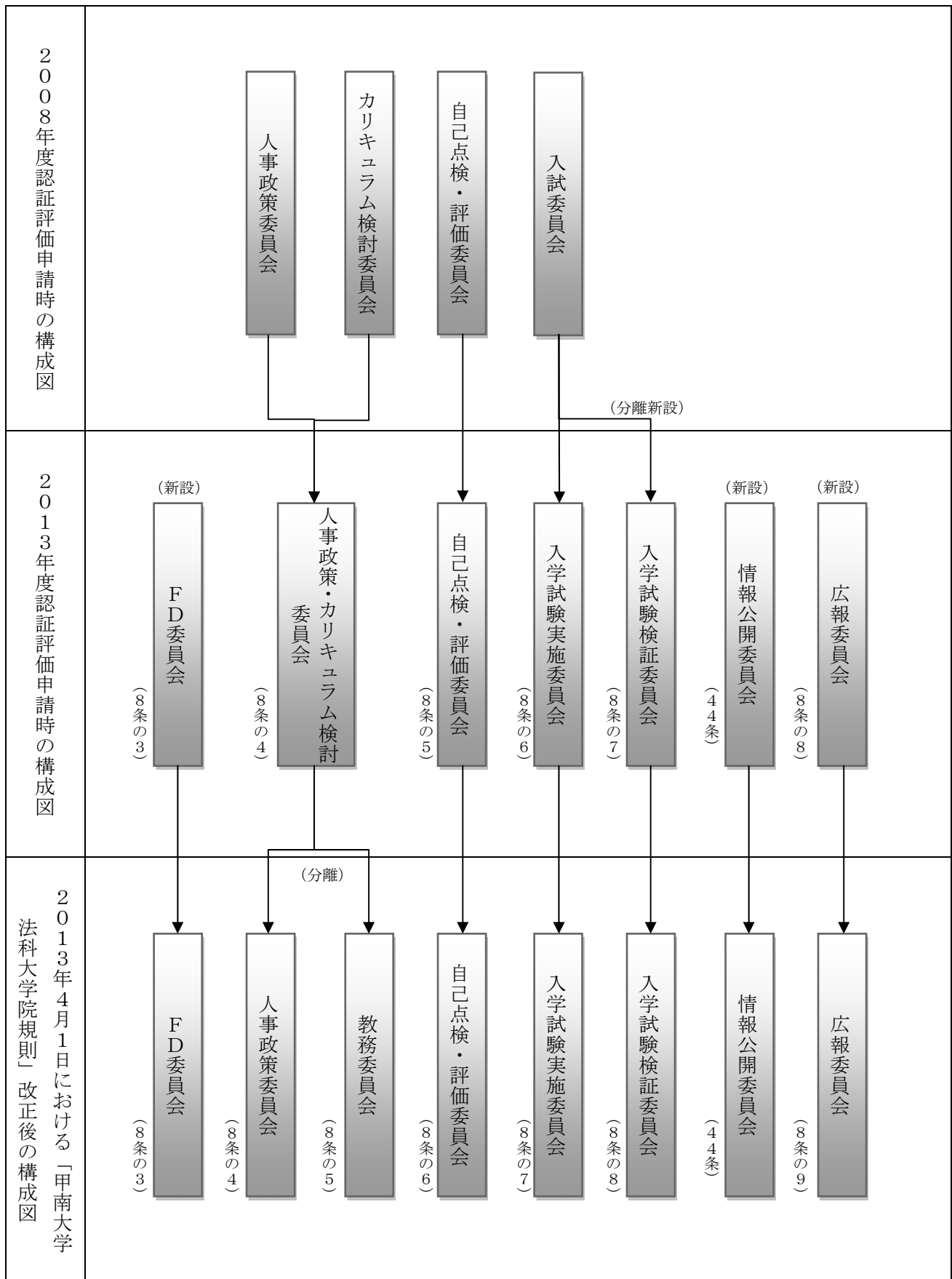
たとえば、前回認証評価時とは異なり、本法科大学院のアカデミック・アドバイザーは、すべてが本法科大学院の修了生で構成されるに至っており、教員との意思疎通が向上するなど教育内容は確実に改善されている。

多くの質の高い法曹を世に送り出すことは、副次的ではあるが本法科大学院の教育にも好ましいフィードバックがあることを実感するとともに、より多くの本法科大学院の修了生が、法曹として活躍できるよう、一層、教育の質の向上に邁進していきたいと考えている。

法曹の需給バランスの歪みや適性試験受験生の激減に見られる法曹志望者の減少など、法科大学院を取り巻く環境は、楽観を許さないものがある。しかし、外部環境がいかなるものになろうとも、法科大学院が地道な自己改革を継続することにより、質の高い教育を提供し、質の高い法曹を養成していく責務を負っていることは変わらない。今回の認証評価も、本法科大学院のさらなる自己改革へつなげる機会の1つとしたい。

参考資料

法科大学院の下に置かれる各種委員会の構成図



※条数は「甲南大学法科大学院規則」のもの。